

吉岡町子ども・子育て支援事業計画

【パブリックコメント版】

令和2年1月

吉岡町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 はじめに	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画期間	2
1-4 策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	4
1 統計データからみた現状と課題	4
1-1 人口・世帯の状況	4
2 アンケート調査の概要	10
2-1 調査の概要	10
2-2 調査結果（抜粋）	11
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	20
1 計画の基本的な考え方	20
1-1 基本理念	20
1-2 基本的な視点	21
1-3 基本目標	22
2 施策の体系	23
第4章 子ども・子育て支援策の展開	24
1 子育て家庭等への支援	24
1-1 多様な保育サービスの提供	24
1-2 家庭における子育て支援	26
2 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	28
2-1 子どもの貧困対策	28
2-2 障害児施策の充実	30
2-3 児童虐待への対応	32
3 仕事と生活の調和の実現	33
3-1 仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進	33
4 母と子の健康づくり	34
4-1 妊娠・出産期の支援	34
4-2 健やかな成長・発達支援	35
5 子どもの「生きる力」の育成	38
5-1 生きる力を育む教育の推進	38
5-2 児童・生徒の健康づくり	40
5-3 子どもの権利・意見の尊重	41
6 子ども・子育てを支える地域づくり	42
6-1 地域の子育て・子育て支援	42

6-2	地域における子どもの見守り活動の推進	44
6-3	子どもの居場所・遊び場などの充実	46
第5章	子ども・子育て支援制度に基づく目標設定	48
1	子ども・子育て支援制度における給付・事業の全体像	48
2	教育・保育提供区域の設定	49
3	児童人口の見込み	50
4	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	51
4-1	認定区分等	51
4-2	計画期間の量の見込みと確保方策	52
5	地域子ども・子育て支援事業の提供	56
6	その他の推進方策	62
第6章	計画の推進体制	63
1	計画の実現に向けた役割	63
2	計画の推進体制	64

第1章 計画策定にあたって

1 はじめに

1-1 計画策定の趣旨

我が国では、少子化が急速に進んでいる一方で、母親の就労率が上昇し、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状にあり、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から施行されています。

町では、平成17年に「吉岡町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年に「吉岡町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、平成27年に「吉岡町子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、教育・保育事業に対するニーズに応えていくための体制づくりを進めてきました。

そしてこのたび、第1期計画の改定時期を迎え、策定後の「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」「子育て安心プラン」の内容及び方向性を踏まえる必要があるとともに、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、『吉岡町子ども・子育て支援事業計画』の第2期計画（令和2年度～令和6年度）を策定します。

1-2 計画の位置づけ

①計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

本計画には、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

さらに、この計画は、子どもの貧困対策推進法の一部改正に伴い、市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務化されたことを踏まえて、同法第9条第2項に基づく『市町村計画』を内包し策定します。

②本計画の位置づけ

本計画は、吉岡町総合計画の分野別個別計画に位置づけられます。

本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、群馬県子ども・子育て支援事業計画、本町の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育所・認定こども園（以下、「保育所等」※という。）、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。

1-3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や町の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成 27年度	28	29	30	31	令和 2年度	3	4	5	6
第1期計画									
				改定	第2期計画（本計画）				

※ 吉岡町内の保育所の名称は「保育園」ですが、本計画書では法令に合わせて「保育所」と表記しています。また、アンケート調査結果は、調査票の表記を使用しています。

1-4 策定体制

(1) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、吉岡町における教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を把握・算出する必要があるため、住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」についての調査を実施しました。

(2) 吉岡町子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「吉岡町子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。当会議は、町内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されています。会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

(3) パブリックコメントの実施

町民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計データからみた現状と課題

1-1 人口・世帯の状況

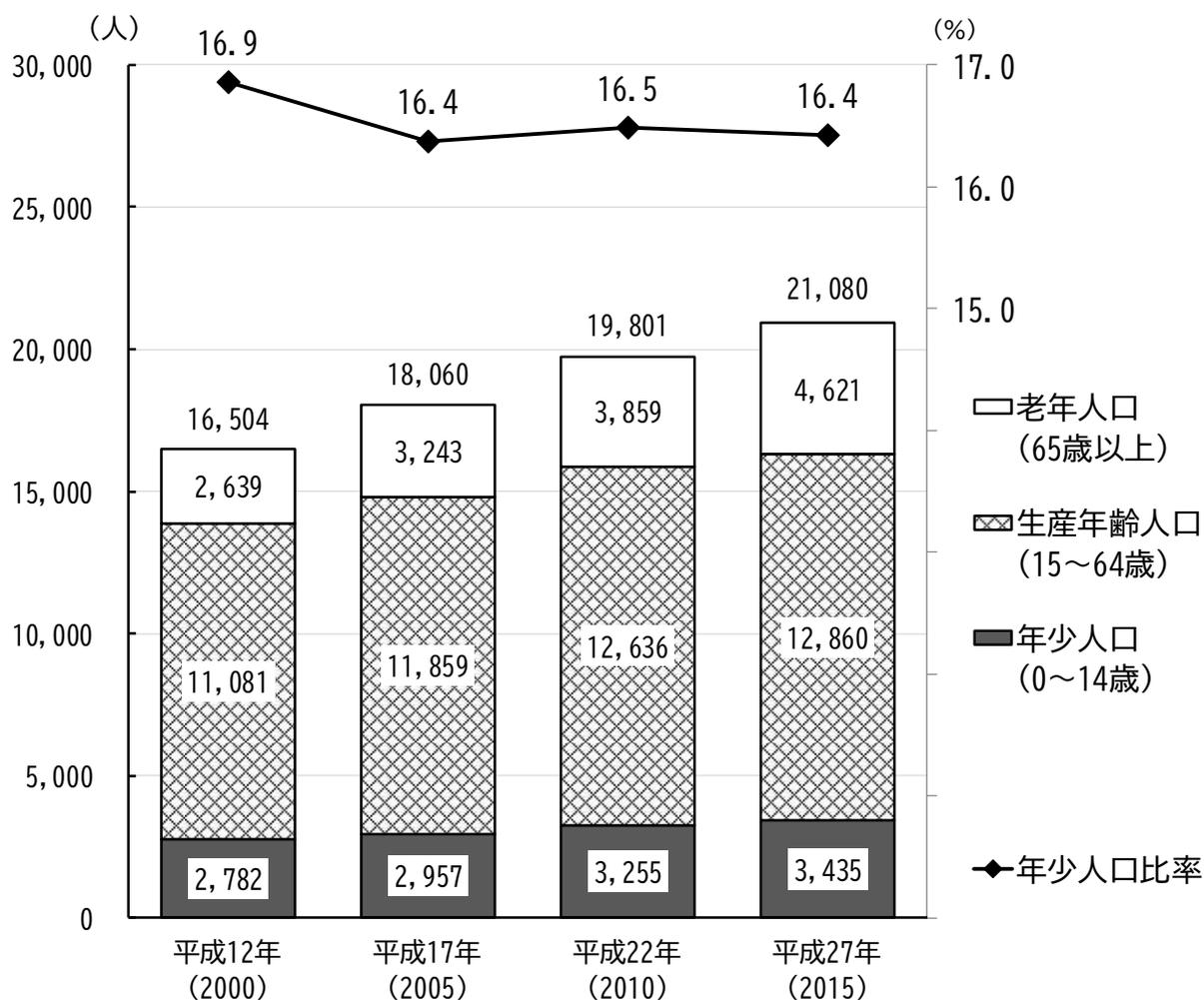
(1) 中長期にみた人口の推移

①人口の推移

我が国全体の人口は、平成27(2015)年の国勢調査で、調査開始以来初めて減少しましたが、本町では、総人口・年少人口ともに増加が続いており、平成12(2000)年と平成27(2015)年を比較すると、総人口は約28%増加し、年少人口(14歳未満)は約23%増加しています。

また、年少人口比率は、平成17(2005)年以降は16.5%前後を横ばいで推移しています。

■年齢3区分別の人口の推移



※1 総人口は年齢不詳を含む

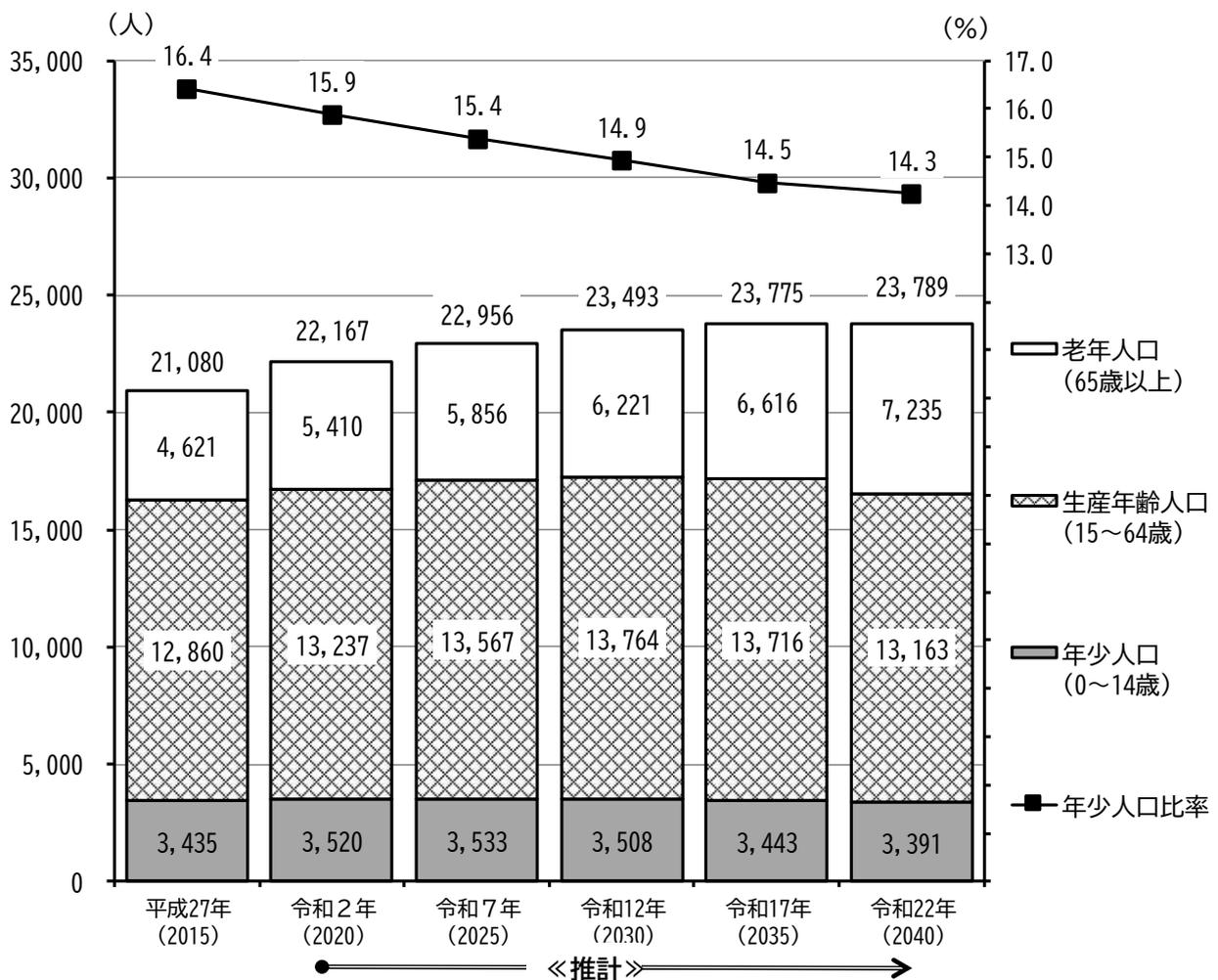
資料：総務省「国勢調査」 各年10月1日

②中長期の推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によると、町の人口は、令和12（2030）年頃までは増加が続き、その後は微増から横ばいで推移すると推計されています。

年少人口は、令和2（2020）年から令和12（2030）年頃までは横ばいで推移し、その後は徐々に減少が進むと推計されています。また、年少人口が横ばいで推移する一方で、老年人口の増加が続くことから、年少人口比率は減少が続くと推計されています。

■人口推計



資料：2015年は国勢調査（実績）

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

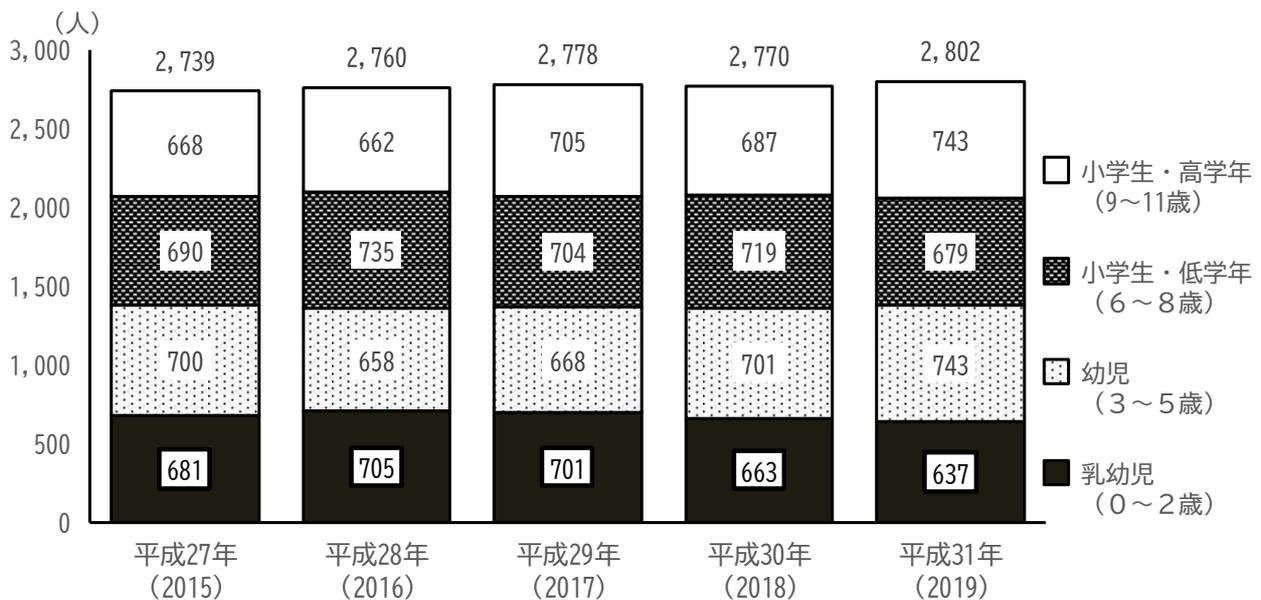
(2) 児童人口の推移

①小学生以下の人口の推移

主要事業の対象となる児童（小学生以下）の人口の推移をみると、平成27年（2015）以降増加傾向にあり、平成31（2019）年には2,802人となっています。

なお、第1計画の人口推計では、平成31（2019）年の小学生以下の児童人口を2,781人と見込んでいましたが、推計よりも21人多くなっています。

■児童人口（小学生以下）の推移

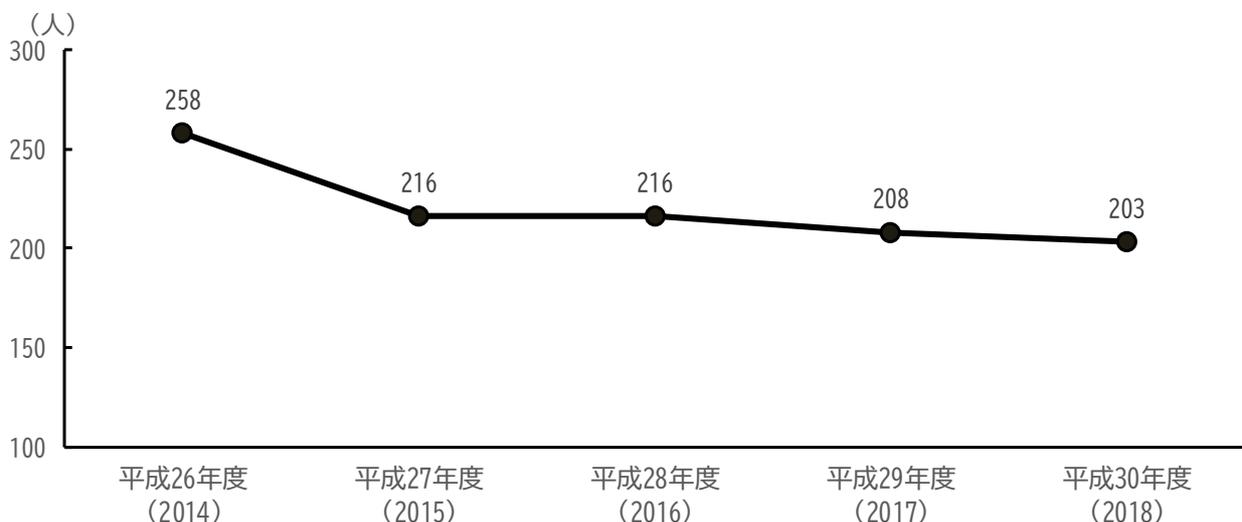


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②出生数の推移

出生数の推移をみると、平成27（2015）年度以降、緩やかな減少傾向にあり、210人前後で推移しています。

■出生数の推移



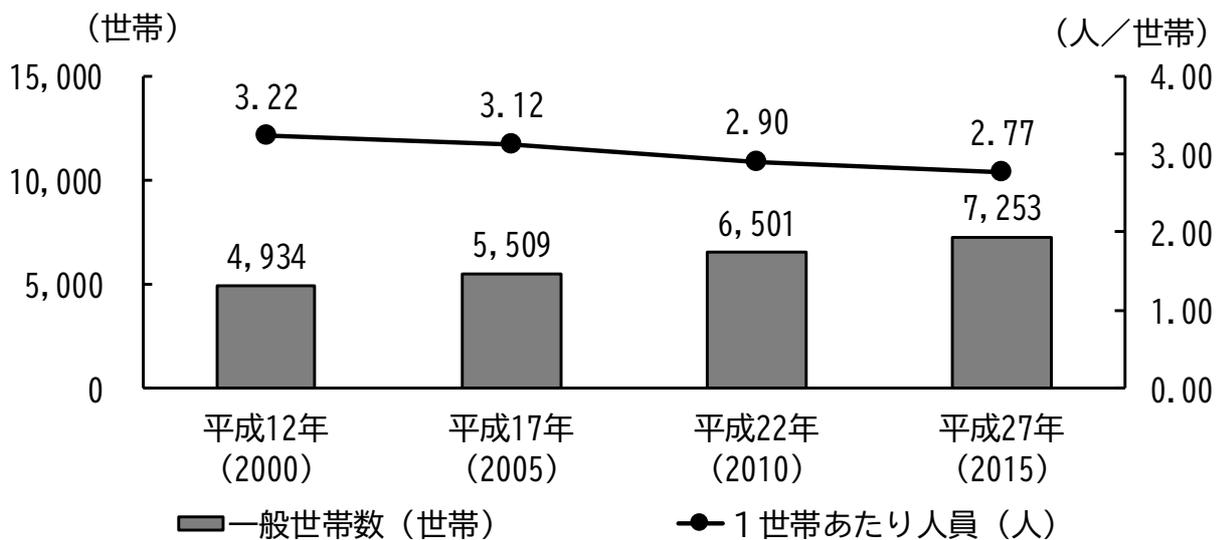
資料：吉岡町調べ

(3) 世帯の状況

① 世帯数の推移

一般世帯数は増加しており、平成 27（2015）年現在、7,253 世帯で、平成 12（2000）年と比べて約 1.5 倍に増加しています。人口を上回る速度で世帯数が増加していることから、1 世帯あたり人員（平均世帯人員）は減少しており、家族の小規模化が進んでいます。

■ 世帯数の推移

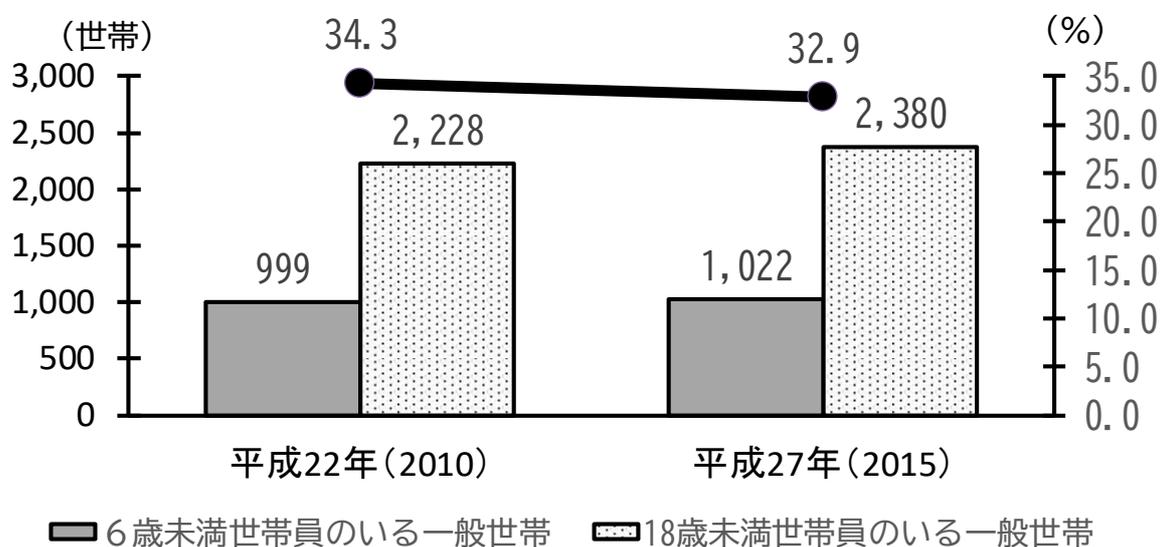


資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

② 子どものいる世帯

6 歳未満世帯員のいる一般世帯数、18 歳未満世帯員のいる一般世帯数ともに増加していますが、一般世帯全体に対する比率は減少しています。

■ 子どものいる世帯の推移



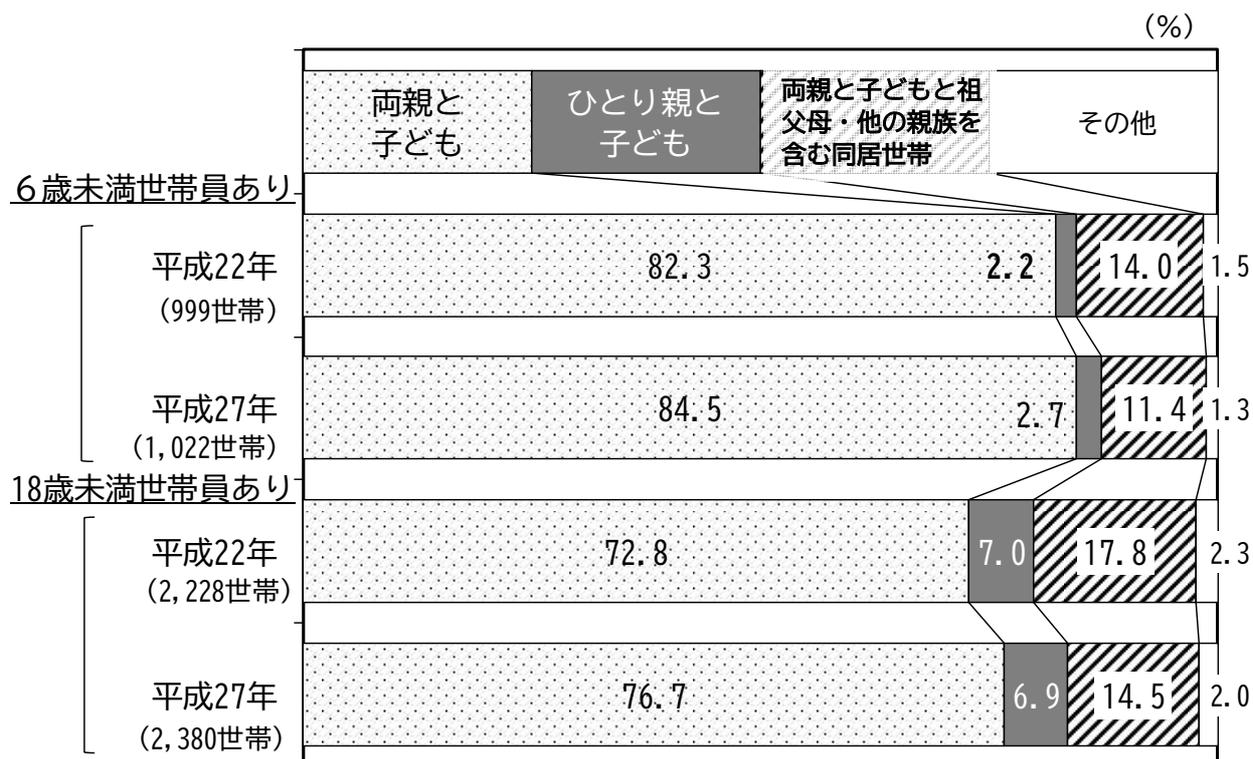
資料：総務省「国勢調査」 各年10月1日

③ひとり親世帯等

18歳未満世帯員のいる世帯の家族類型をみると、「両親と子ども世帯」の割合が高く、「三世帯世帯（両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯）」の割合が減少しています。

また、「ひとり親と子ども」は、18歳未満での割合は変わりませんが、6歳未満では、2.2%から2.7%に増加しています。

■子どもがいる世帯の家族類型別割合

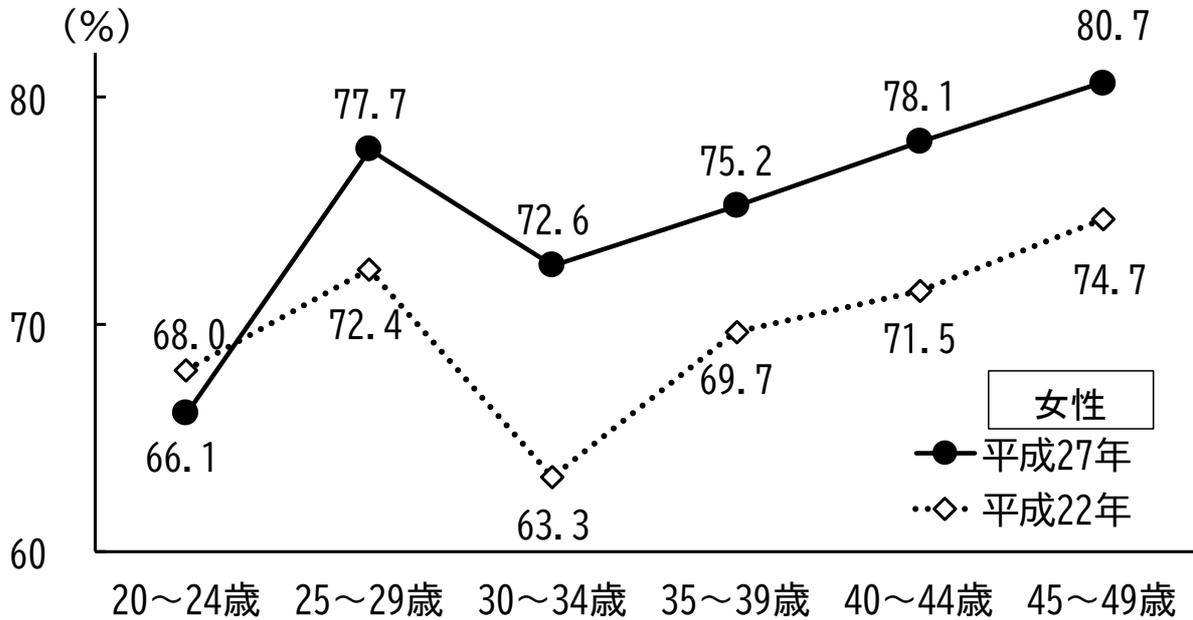


資料：総務省「国勢調査」 各年10月1日

(4) 女性の就労状況

女性の年齢区別の就業率について、平成22年と平成27年を比較すると、20～24歳を除き、各年齢区分ともに上昇しており、特に30～34歳では10ポイント弱上昇しています。

■女性の就業率（年齢階級別）



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

2 アンケート調査の概要

2-1 調査の概要

(1) 調査の目的

「吉岡町第2期子ども・子育て支援事業計画（2020～2024年度）」の策定にあたり、子育て中の町民の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを把握し、町や国・県の子ども・子育て支援施策の検討に利用することを目的として実施したものです。

(2) 調査の種類・概要

①調査地域：全域

②調査対象者：

- ・町内在住の就学前児童（乳幼児）を養育する保護者（以下「就学前」という。）
- ・町内在住の小学校児童を養育する保護者（以下「小学生」という。）

③調査時期：平成30年11月

④調査方法：郵送による配布、回収

⑤調査票の配布・回収状況

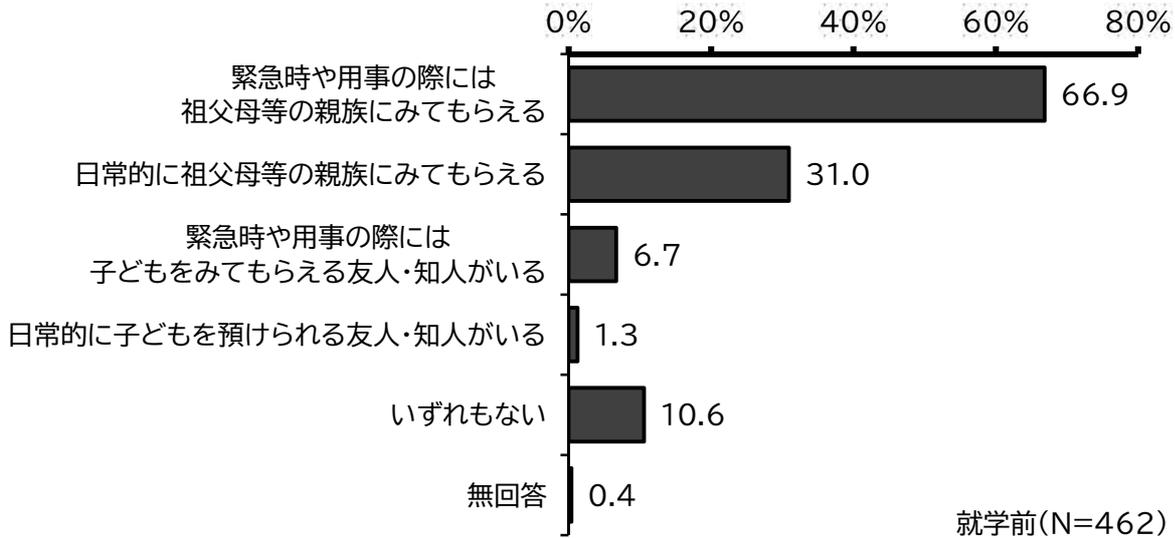
	配布数	回収数	回収率
就学前	1,000 票	462 票	46.2%
小学生	1,000 票	448 票	44.8%

2-2 調査結果（抜粋）

（1）就学前調査

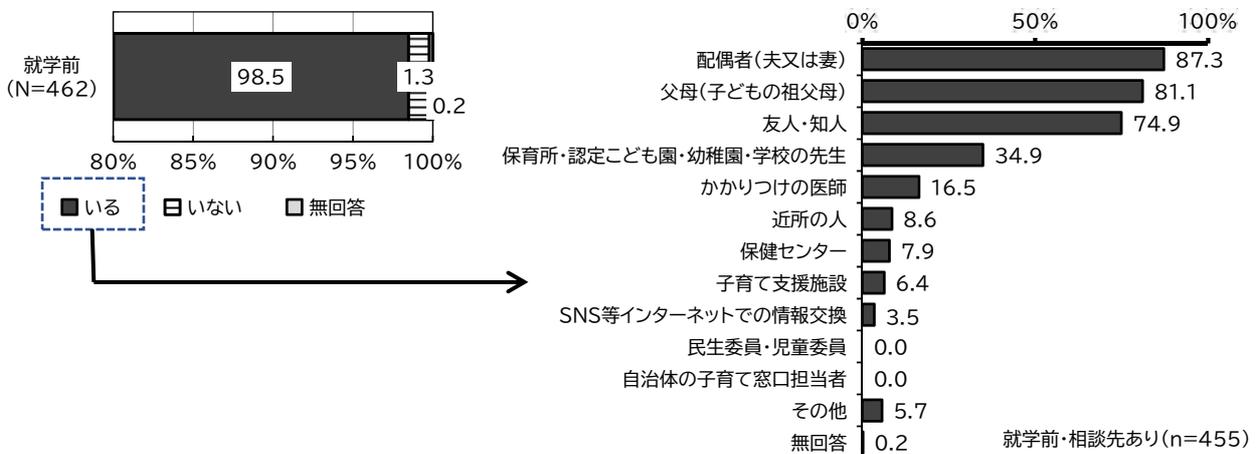
①日頃子どもをみてもらえる人

- ・「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が66.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が31.0%、「いずれもない」が10.6%、「緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が6.7%の順です。



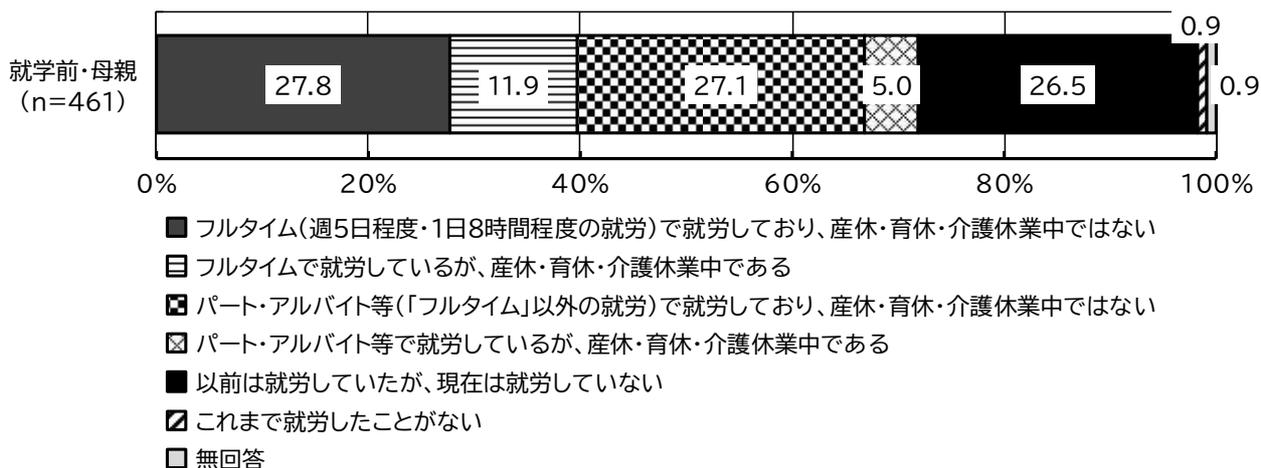
②子育てについて気軽に相談できる人

- ・「いる」が98.5%、「いない」が1.3%です。
- ・「配偶者（夫又は妻）」が87.3%と最も高く、次いで「父母（子どもの祖父母）」が81.1%、「友人・知人」が74.9%、「保育所・認定こども園・幼稚園・学校の先生」が34.9%の順です。



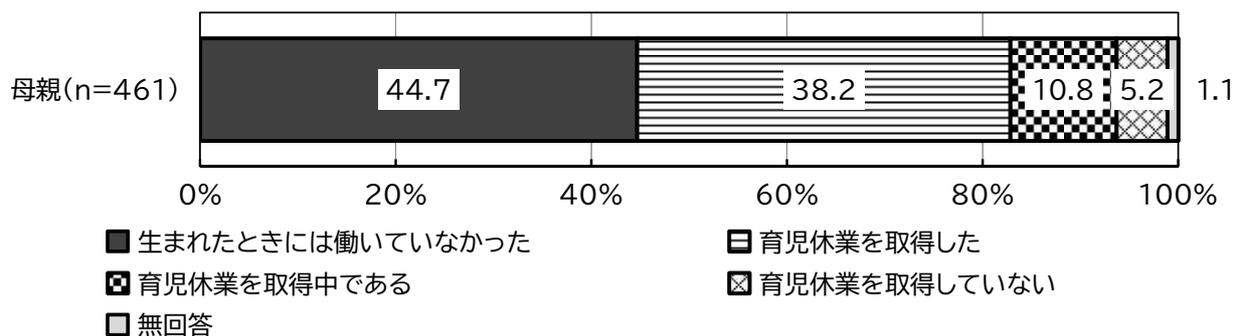
③母親の就労状況

・母親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.5%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が11.9%、「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が5.0%の順です。



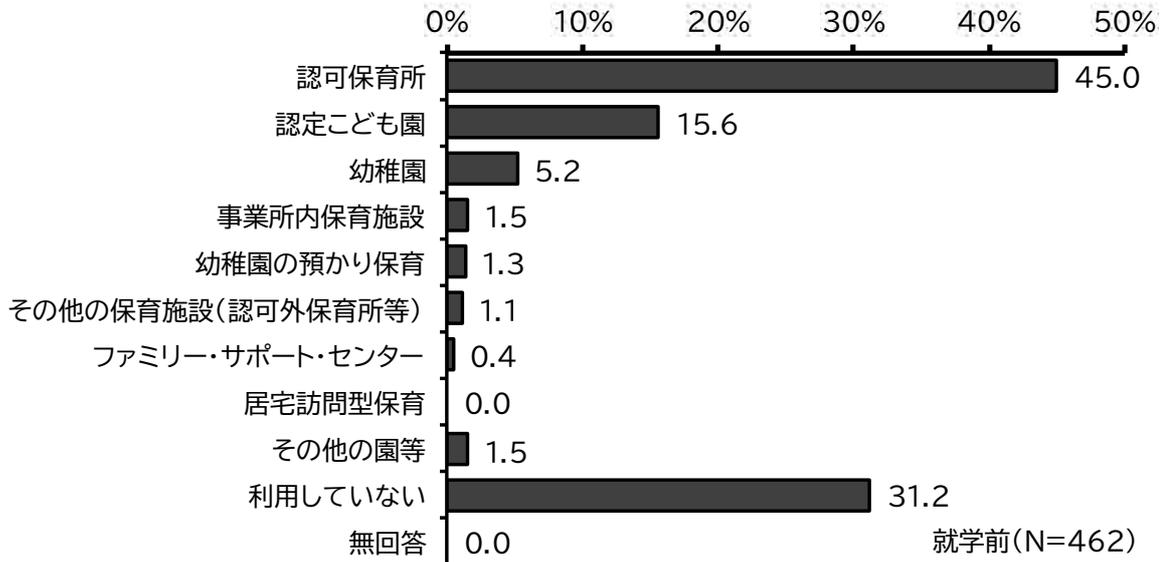
④育児休業の取得状況

・母親では、「生まれたときには働いていなかった」が44.7%と最も高く、次いで「育児休業を取得した」が38.2%、「育児休業を取得中である」が10.8%、「育児休業を取得していない」が5.2%の順です。



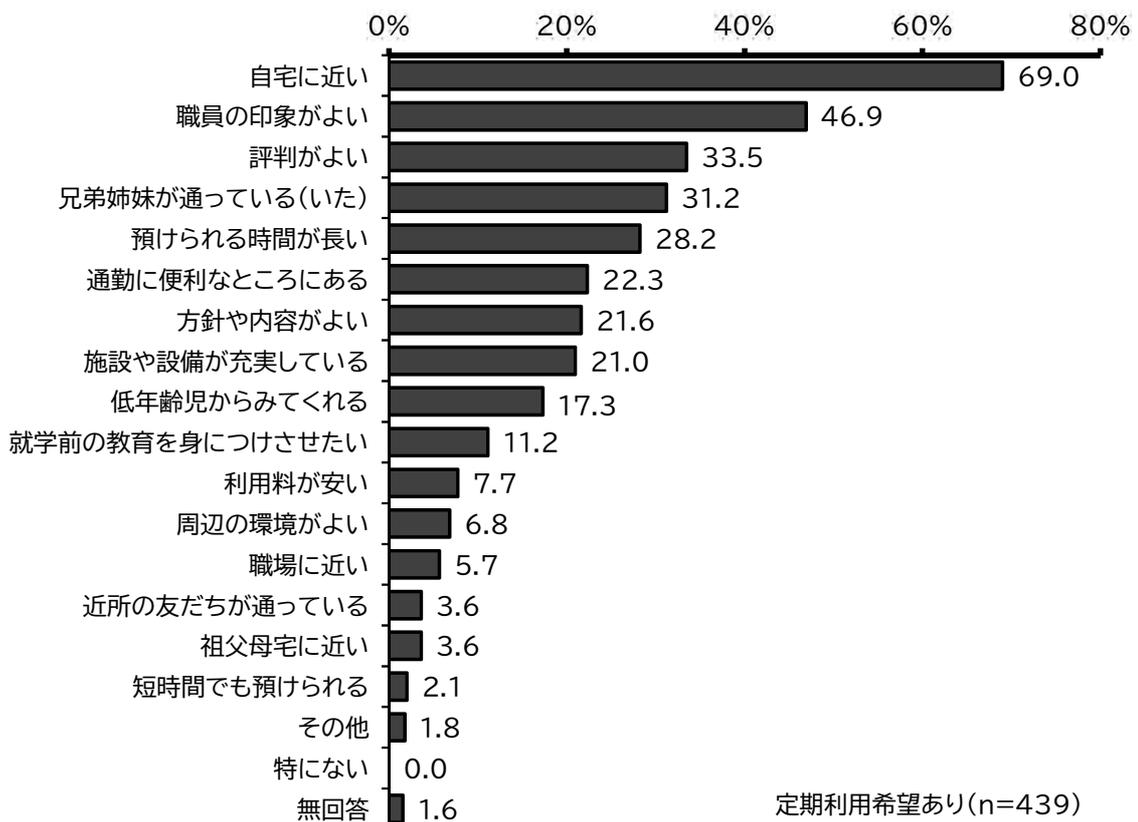
⑤ 幼稚園・保育所等の利用状況（現状）

・「認可保育所」が45.0%と最も高く、次いで「認定こども園」が15.6%、「幼稚園」が5.2%の順です。



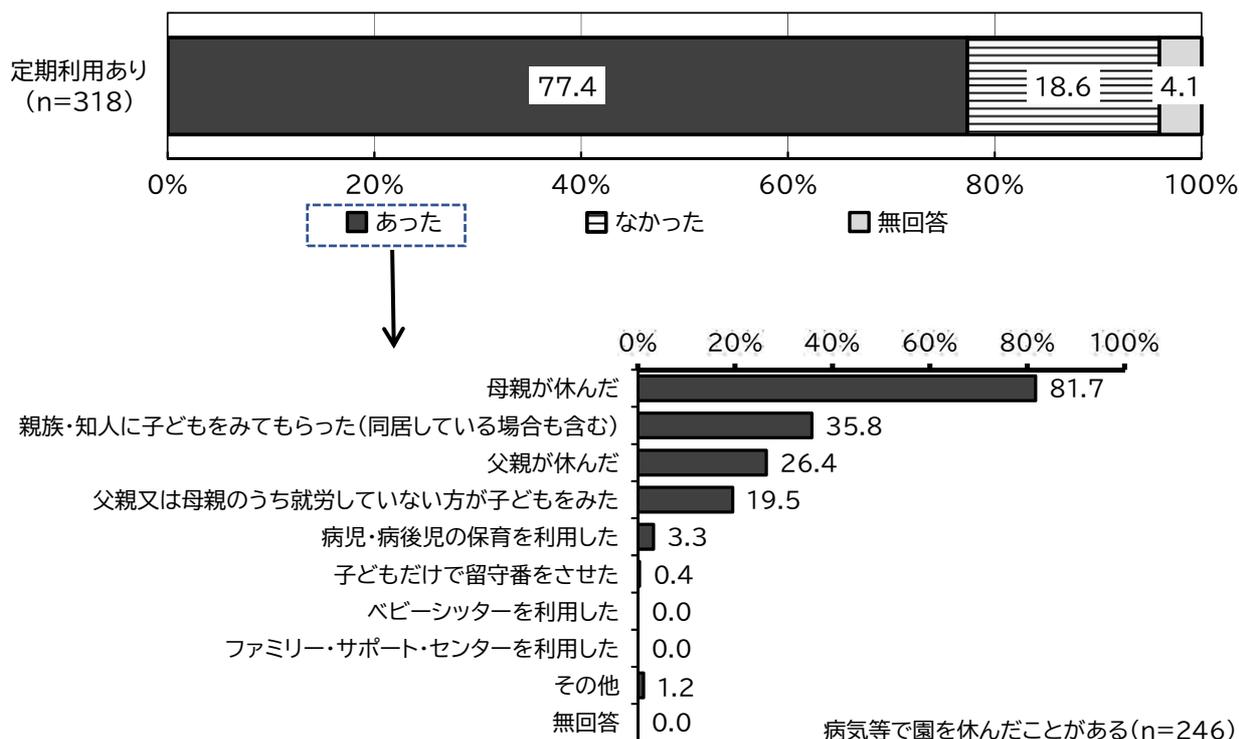
⑥ 幼稚園・保育所等を選ぶときの重視点

・「自宅に近い」が69.0%と最も高く、次いで「職員の印象がよい」が46.9%、「評判がよい」が33.5%、「兄弟姉妹が通っている（いた）」が31.2%、「預けられる時間が長い」が28.2%の順です。

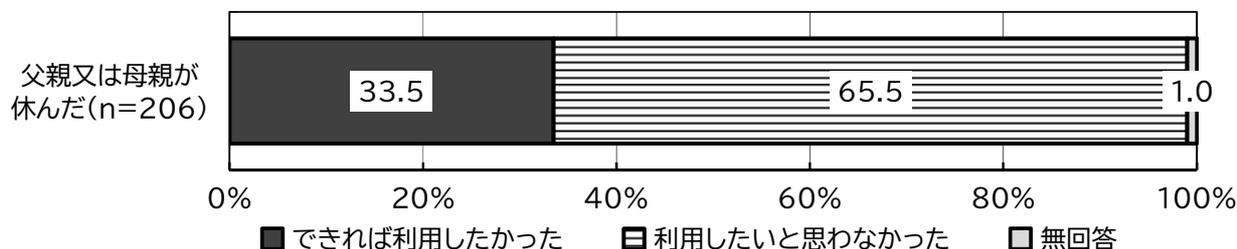


⑦病児・病後児保育の利用意向

- ・病気やけがで利用されている園等を利用できなかったことが「あった」が77.4%、「なかった」が18.6%です。
- ・「母親が休んだ」が81.7%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった（同居している場合も含む）」が35.8%、「父親が休んだ」が26.4%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が19.5%の順です。

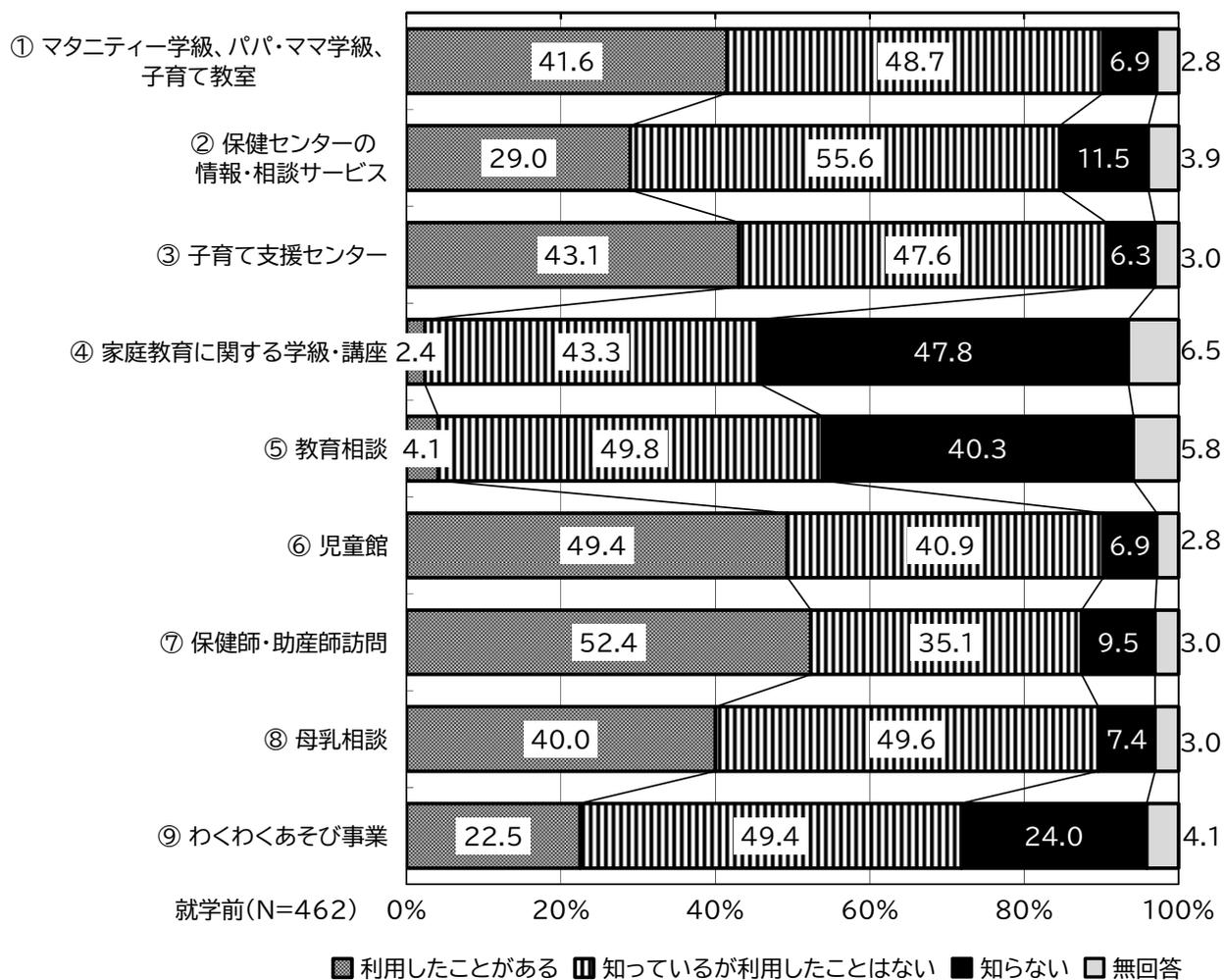


- ・「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」と回答した人のうち、病児・病後児保育を「できれば利用したかった」が33.5%、「利用したいと思わなかった」が65.5%です。



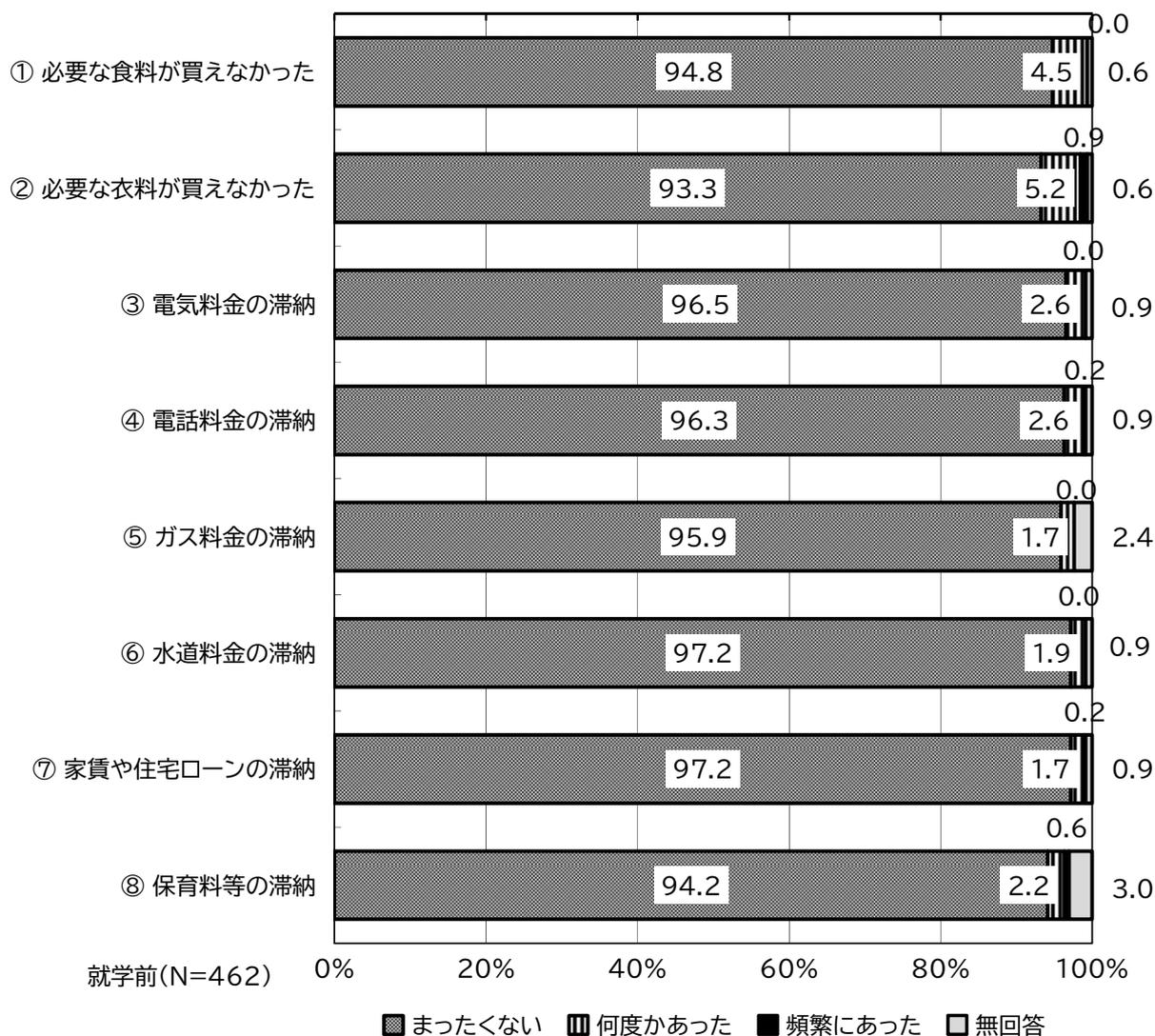
⑧子育て支援に関する町の事業やサービスについて

- ・「利用したことがある」割合が高い事業やサービスは、「⑦保健師・助産師訪問」(52.4%)、「⑥児童館」(49.4%)、「③子育て支援センター」(43.1%)、「①マタニティー学級、パパ・ママ学級」(41.6%)、「⑧母乳相談」(40.0%)です。
- ・一方、「知らない」割合が高いのは、「④家庭教育に関する学級・講座」(47.8%)、「⑤教育相談子育て教室」(40.3%)、「⑨わくわくあそび事業」(24.0%)です。

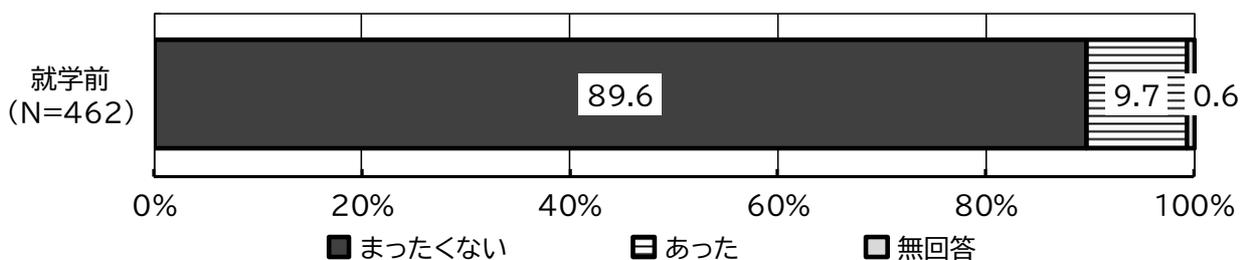


⑨家計の状況

・経済的な理由により、過去1年間に公共料金等の滞納などの経験について、「何度かあった」と「頻繁にあった」を合わせた『あった』割合が高い項目は、「②必要な衣料が買えなかった」が6.1%、「①必要な食料が買えなかった」が4.5%です。



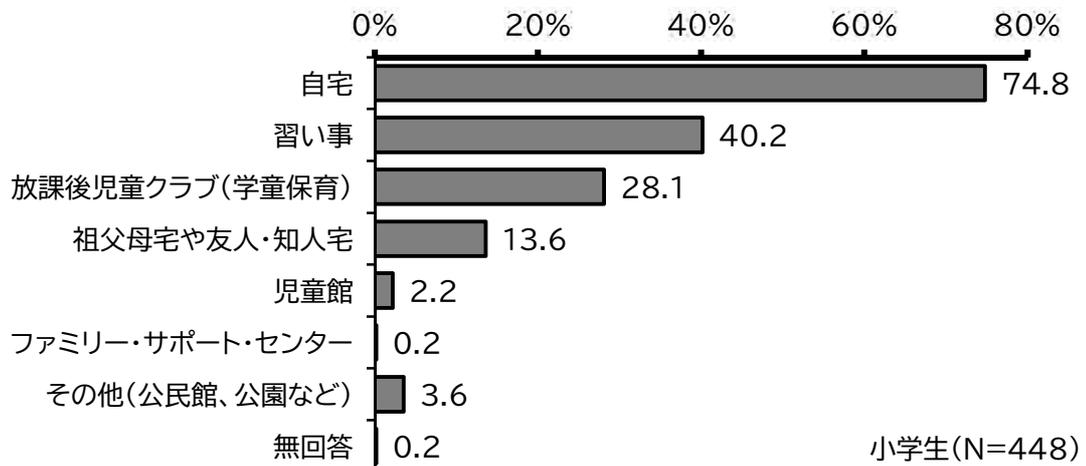
・8つの項目のうち、1項目でも「(何度か・頻繁に) あった」割合は9.7%です。



(2) 小学生調査

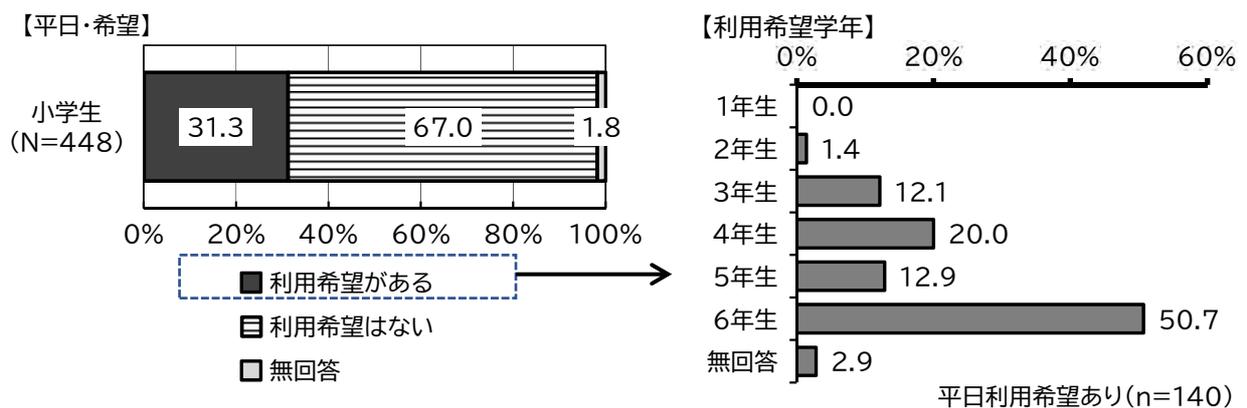
①放課後の過ごし方

- ・「自宅」が74.8%と最も高く、次いで「習い事」が40.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が28.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が13.6%の順です。



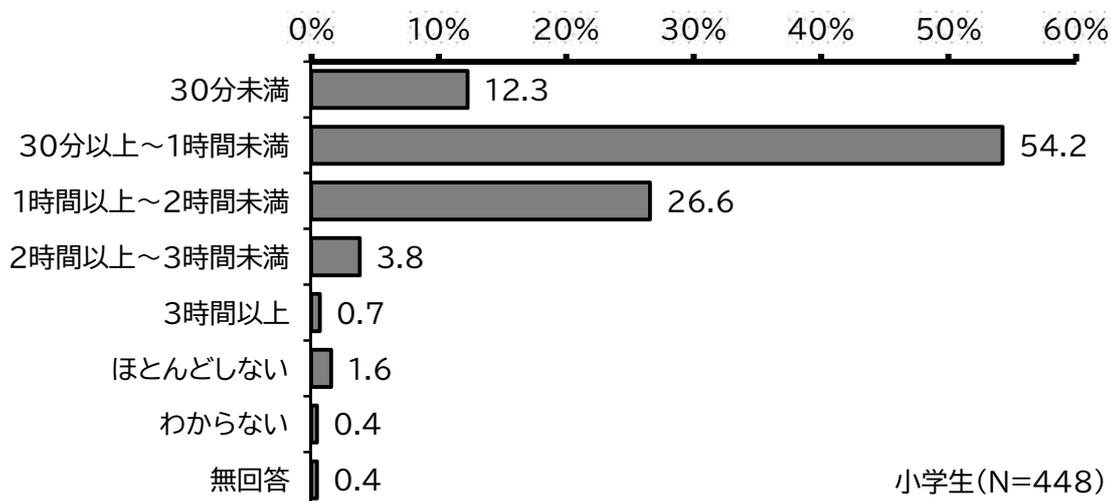
②放課後児童クラブの利用意向

- ・放課後児童クラブ（学童保育）について「利用希望がある」が31.3%、「利用希望はない」が67.0%です。
- ・利用希望学年は、「6年生（まで）」が50.7%と最も高く、次いで「4年生（まで）」が20.0%、「5年生（まで）」が12.9%、「3年生（まで）」が12.1%の順です。

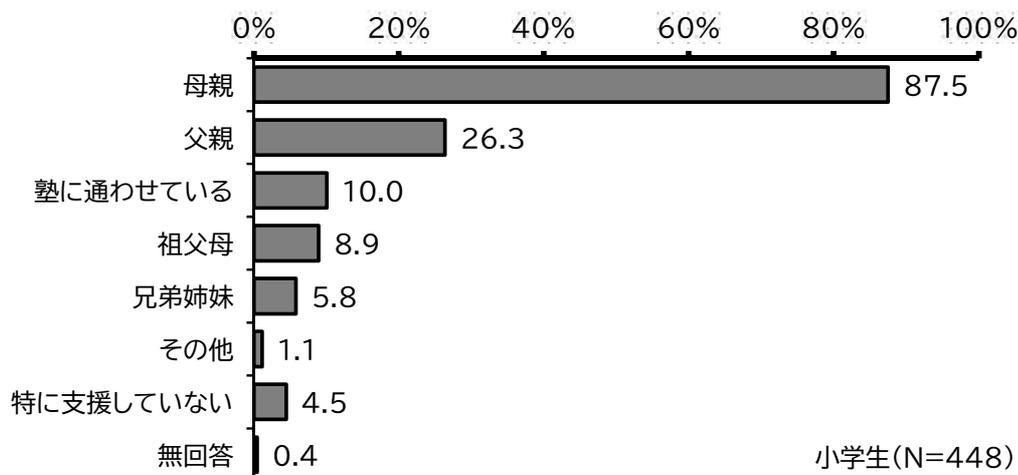


③放課後の学習環境

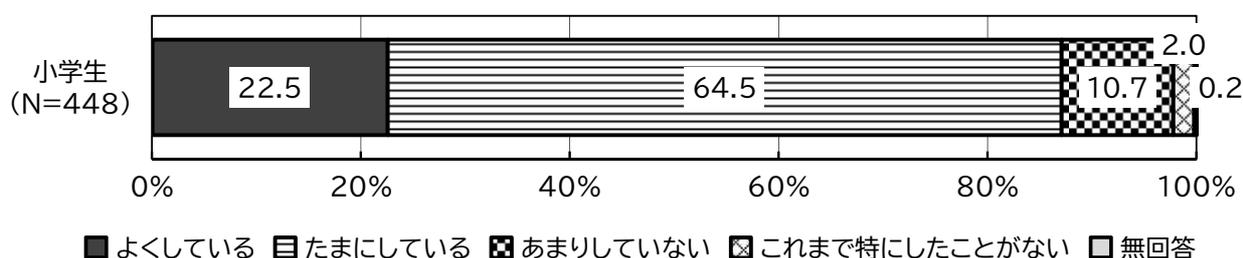
- ・学校以外での学習時間（月曜日～金曜日の平均時間）は、「30分以上～1時間未満」が54.2%と最も高く、次いで「1時間以上～2時間未満」が26.6%、「30分未満」が12.3%、「2時間以上～3時間未満」が3.8%の順です。



- ・家庭で主に学習支援をしているのは、「母親」が87.5%と最も高く、次いで「父親」が26.3%、「塾に通わせている」が10.0%、「祖父母」が8.9%の順です。



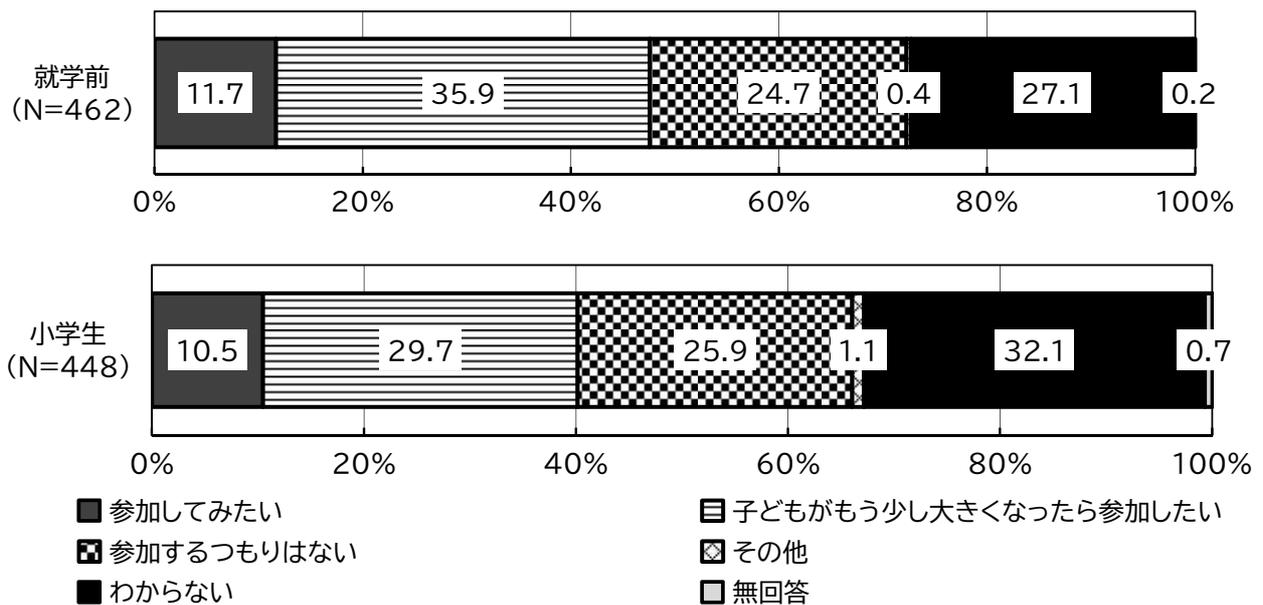
- ・将来（夢・進路・職業等）について、子どもと一緒に考えたり、話すことは、「たまにしている」が64.5%と最も高く、次いで「よくしている」が22.5%で、両方を合わせた『している』の割合は87.0%です。



(3) 町や地域の子育て環境について（就学前・小学生共通設問）

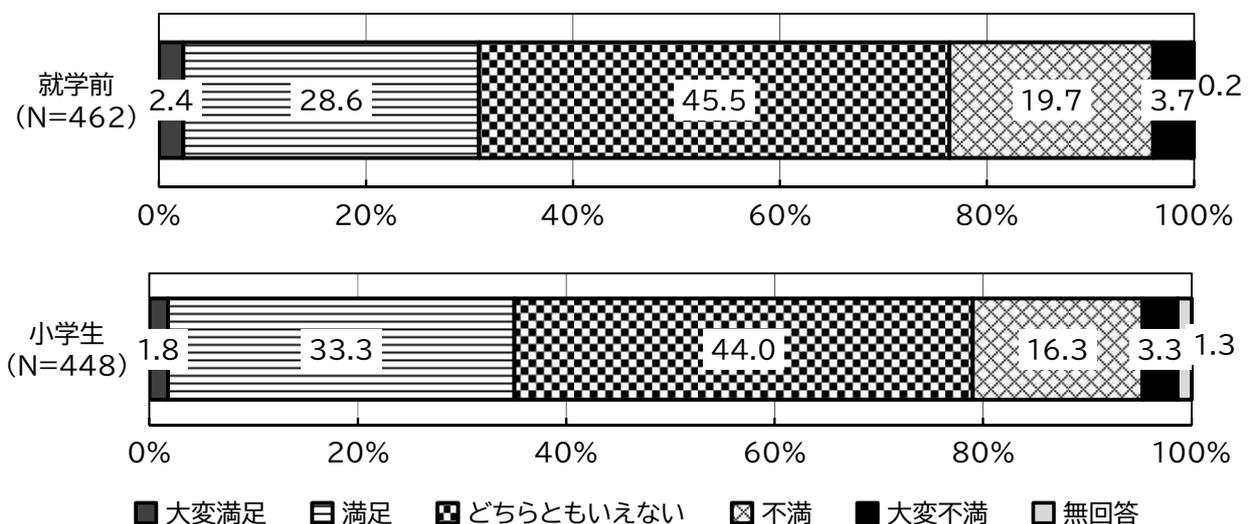
①保育や相談などのボランティアへの参加意向

- ・就学前では、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」が35.9%と最も高く、次いで「わからない」が27.1%、「参加するつもりはない」が24.7%、「参加してみたい」が11.7%の順です。
- ・小学生では、「わからない」が32.1%と最も高く、次いで「子どもがもう少し大きくなったら参加したい」が29.7%、「参加するつもりはない」が25.9%、「参加してみたい」が10.5%の順です。



②町の子育て環境や支援への満足度

- ・「どちらともいえない」の割合が最も高く、就学前が45.5%、小学生が44.0%です。
- ・「大変満足」と「満足」を合わせた割合は、就学前が31.0%、小学生が35.1%です。
- ・「不満」と「大変不満」を合わせた割合は、就学前が23.4%、小学生が19.6%です。



第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援制度が始まり、第2期目の事業計画となり、子育てを取り巻く環境や社会環境の変化はありますが、子育てに関する基本的な考え方に大きな違いはないことから、次世代育成支援行動計画、第1期子ども・子育て支援事業計画の理念や基本目標を引き継ぐものとしてします。

1-1 基本理念

子どもたちの夢を育てるまち 吉岡 ～子育て・夢育て吉岡ナンバーワン～

子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものであり、かつ、子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことです。

子どもは社会の希望であり、子どもたちの笑顔は私たち皆に力を与えてくれます。本町の将来を担う子どもたちが楽しく、たくましく育ち、将来への夢をもち、自立した責任感のある大人になり、さらに次世代を育てていく社会づくりが求められています。

これまでの子育て支援に加えて、「子育て世代包括支援センター」を開設するなど、子ども・子育て支援の取組の充実を図ります。

1-2 基本的な視点

1 子どもの自立を支援する

子どもは自ら育つたくましい力をもっています。新しい知識にふれたり、初めての体験を行ったとき、困難なことに挑戦して克服したとき、社会の中で自分の役割を果たしたときなど、子どもたちの目は輝き、自然と笑みが浮かびます。さらに、そのときに、家庭や友達、学校や地域で認められ、ほめられたり励まされたりすることで、自分に自信をもち、社会の一員としての意識を獲得していきます。

子どもを「親や地域が保護し、養育する」対象としてだけでなく、「様々な体験をし、生きる力と夢をもって大人になり、家庭をもち、子どもを産み育てるようになる」社会の一員と位置づけ、子どもの自立を支援するまちを目指します。

2 子育てが楽しい

子育ては楽しい、子育てによって自分も成長できる、という意見が大多数ですが、一方では、子育てに悩み、イライラすることがある母親も多く、父親の多くは育児や子どもの教育に十分に参加できていません。

子どもが育つ一番重要な基盤は家庭にあります。子育てをするすべての男女が、自分の仕事や生活を大事にしながら、ゆっくりと子どもと向き合う時間を確保し、育児や子どもの教育を行えるよう、保育サービスの充実を図るとともに、事業者と連携し「男性も女性も仕事と生活が調和（ワーク・ライフ・バランス）したまち」を目指します。

3 子どもと子育てを地域が支える

地域は子どもにとって重要な遊びの場であり、いろいろな体験を行って育つ場です。子どもは大人を映す鏡です。地域でいきいきした子どもが育つよう、大人たちが地域でいきいきと活動し、子どもたちとふれあい、子どもたちを見守る子育てコミュニティづくりを目指します。

1-3 基本目標

本町は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業等を実施し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

本計画の基本理念を実現するために、以下の6つの基本目標として掲げ、総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 子ども・子育て家庭等への支援

基本目標2 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

基本目標3 仕事と生活の調和の実現

基本目標4 母と子の健康づくり

基本目標5 子どもの「生きる力」の育成

基本目標6 地域の子育て・子育て支援

2 施策の体系

基本目標 1 子育て家庭等への支援	
1-1 多様な保育サービスの提供	(1) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実
	(2) 幼児期の教育・保育の充実
	(3) 放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実
1-2 家庭における子育て支援	(1) 子育て相談・情報提供の充実
	(2) 子育てに関する学習・交流の充実
基本目標 2 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	
2-1 子どもの貧困対策	(1) 経済的負担の軽減
	(2) ひとり親家庭への支援
2-2 障害児施策の充実	(1) 障害児保育・教育の充実
	(2) 障害児を養育する家庭に対する支援
2-3 児童虐待への対応	(1) 虐待予防の強化
	(2) 虐待の発見・防止・支援体制の整備
基本目標 3 仕事と生活の調和の実現	
3-1 仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進	(1) 仕事と子育ての両立
	(2) 男女共同参画意識の啓発
基本目標 4 母と子の健康づくり	
4-1 妊娠・出産期の支援	(1) 家庭・地域・職場での理解の啓発
	(2) 健康な妊娠・出産の支援
4-2 健やかな成長・発達支援	(1) 疾病予防の推進
	(2) 健康相談・支援の充実
	(3) 乳幼児の事故防止対策等の充実
基本目標 5 子どもの「生きる力」の育成	
5-1 生きる力を育む教育の推進	(1) 学校教育の充実
	(2) 多様な学習・体験機会の充実
5-2 児童・生徒の健康づくり	(1) 児童・生徒の健康づくり
5-3 子どもの権利・意見の尊重	(1) 子どもの権利について啓発と擁護
基本目標 6 地域の子育て・子育て支援	
6-1 地域の子育て・子育て支援	(1) 地域交流・世代間交流の促進
	(2) 地域ぐるみ健全育成活動
6-2 地域における子どもの見守り活動の推進	(1) 犯罪被害の予防・防止
	(2) 交通安全対策の充実
	(3) 防災教育の推進
6-3 子どもの居場所・遊び場などの充実	(1) 子どもの居場所・遊び場の充実
	(2) 公園、広場、緑地等の整備
	(3) 親子にやさしいまちづくり

第4章 子ども・子育て支援策の展開

1 子育て家庭等への支援

子育て家庭等が、不安や悩みを抱えて孤立することがないよう家庭での養育・教育を支援します。

1-1 多様な保育サービスの提供

保護者の多様化した就労などに対応し、就学前保育や幼児期の教育、放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実に努めます。

（1）多様なニーズに対応した保育サービス等の充実

保育所等を運営する民間法人や、診療所などと連携し、保育需要が増加している0歳児、1歳児など低年齢児の受入枠の拡大を図るとともに、延長保育、一時預かり、病後児保育など多様な保育サービスを提供します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
待機児童ゼロの推進 ★	・平成30年度には15人、令和元年度には12人の待機児童が発生しています。 ⇒保育所等を運営する法人と共に、保育所等施設整備事業による施設の拡張や定員増を図り、待機児童ゼロに向けた取組を進めます。	こども福祉室
延長保育の充実 ★	・吉岡町第三保育園、吉岡町第四保育園の2園で実施しています。 ・平成30年度には延857人が利用しました。 ⇒吉岡町第一保育園において、延長保育の実施を検討します。	こども福祉室
一時預かりの充実 ★	・認定こども園駒寄幼稚園においても一時預かりを開始し、計6園で実施しています。 ・平成30年度は延432人が利用しました。	こども福祉室
幼稚園での預かり保育 ★	・正規の教育時間終了後も、園児を園内で預かる保育で、認定こども園駒寄幼稚園において一時預かりを開始しました。	こども福祉室
病後児保育事業の充実 ★	・回復期にある小学校3年生までの児童を一時的に預かる事業です。 ・竹内小児科と連携し実施しています。 ・平成30年度は延31人が利用しました。	こども福祉室
子育て支援センターの充実 ★	・幼稚園・保育所等に通園していない保護者の育児相談や子育てサークルへの指導・援助を行っています。 ・平成30年度には延3,411人が利用しています。低年齢児の保育所等への入所が増えたことにより、利用者が減少傾向にあります。	こども福祉室

※「★」は、子ども・子育て支援制度に基づく施策のうち具体的なニーズ量やその確保策を定めるもの。具体的な目標設定等については、第5章に記載。以下、同様。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
ファミリー・サポート・センターの運営 ★	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね中学生までの子どもを対象に、会員制で育児の相互援助活動を行う事業で、渋川市・榛東村と合同で実施しています。 ・平成 30 年度の利用者は 147 件でした。 ・お願い会員（依頼）は増加していますが、まかせて会員（担い手）は増えていない状況です。 ⇒「まかせて会員」の確保に努めます。	こども福祉室
産前・産後サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から開始した事業で、産前・産後の母親に対し、ヘルパーが自宅に訪問し、家事や育児の援助を行う事業です。 ・平成 29 年度は 13 件、平成 30 年度は 4 件の利用がありました。 ⇒利用の促進を図り、産後うつ等の予防に努めます。	こども福祉室

（２）幼児期の教育・保育の充実

幼稚園・保育所等での教育・保育環境を充実するとともに、小学校との連携を強化します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
幼児教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児の特性や発達段階に応じた相談に対応するため、保健センターの保健師による園訪問事業を実施しています。 	健康づくり室
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所等と小学校等関係機関とスムーズな連携を図るため、情報交換の時期を早め、時間の確保を図りました。 ⇒幼児教育と義務教育の連続的な特別支援教育が推進されるように、各園との連絡体制の強化を図ります。	学校教育室
幼保小連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園・保育所等と小学校等の交流・情報交換の場を設けています。 	学校教育室 こども福祉室
保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○吉岡町第四保育園、吉岡町第三保育園、認定こども園駒寄幼稚園が、補助金を活用して園舎の建て替えを行いました。 ⇒吉岡町第五保育園の建て替えを検討していきます。 ○保育充実促進事業や保育士確保事業を引き続き進めていきます。 	こども福祉室

（３）放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実

学童クラブの定員の拡大を検討するとともに、地域特性を活かしながら、体験機会の充実などを図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後、保護者が仕事などにより家にいない家庭の小学生児童に対して、保育の場を提供しています。 ・平成 25 年度は 3 施設、定員 210 人でしたが、平成 31 年 4 月現在、6 施設、定員 365 人と充実を図りました。 ・利用希望児童は毎年増加しています。 ⇒施設の整備等を検討していきます。	こども福祉室

1-2 家庭における子育て支援

子どもや子育てについての悩みや不安の軽減、解消のために、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた相談・情報提供や、保護者の学習機会・交流の機会の充実を図ります。

(1) 子育て相談・情報提供の充実

各種保育サービスへの橋渡しや、相談内容の複雑・多様化に対応できるよう、相談窓口・機関の連携強化を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
子育て世代包括支援センター	・妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ないサポートを行う総合相談窓口を、令和2年度から開設します。	健康づくり室
利用者支援事業★	・子ども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う事業です。 ・情報提供や相談支援は以前から行っていますが、子ども・子育て支援制度に位置づけられた事業です。 ・こども福祉室の窓口において随時、相談に応じるとともに、子育て支援事業一覧を作成し、子育て支援サービスに関する情報提供を行っています。	こども福祉室
家庭児童相談・乳幼児相談・育児相談などの充実	○パパママ学級：年4回実施し、毎年80名前後が参加しています。 ○母乳相談：利用者は減少傾向にあり、平成30年度は395名でした。 ○子育て教室：年3回開催しています。 ○子育て相談会：毎年80～90名程度の利用があります。あわせて来所相談、電話相談を行っています。	健康づくり室 こども福祉室
教育相談の充実	・学習、進路、いじめ、不登校、家庭生活などについて、児童・生徒や保護者が気軽に相談できるよう、適応指導教室やカウンセラー、こども福祉室、児童相談所などと連携を図り、諸問題に対応しています。 ⇒相談内容に応じて専門機関との連携を図りながら、諸問題の解決を図るべく対応していきます。	学校教育室
民生委員・児童委員、主任児童委員の相談	・地域住民の生活上の悩みや子どもの問題等の相談に応じます。	こども福祉室 社会福祉協議会

(2) 子育てに関する学習・交流の充実

『広報よしおか』や『子育て支援事業一覧』など、子育てに関する情報提供を充実するとともに、子育てについて学び・交流できる機会の充実を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
子育て支援事業の周知	・子育て支援事業一覧を作成し、配布しています。	こども福祉室
広報の充実	・「広報よしおか」にて情報提供しています。	健康づくり室 こども福祉室 関係室
子育てホームページの作成	・赤ちゃんの駅やしぶかわ子育てマップを広域で作成し、窓口配布及びホームページに掲載しています。	こども福祉室 関係室
子育てサロン	・子育て家庭の親子などが、多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間をつくり、お互いに支え合う活動です。おしゃべり・おもちゃ遊び・読み聞かせなど気軽に参加し、楽しんでもらえるサロンです。	社会福祉協議会
わくわくあそび	・1歳半から未就学児と、その保護者を対象とし、就学前に必要な集団遊びやリズム遊びをします。	生涯学習室
子育て支援センター【再掲】★	・幼稚園・保育所等に通園していない保護者の育児相談や子育てサークルへの指導・援助を行っています。 ・平成30年度には延3,411人が利用しています。低年齢児の保育所等への入所が増えたことにより、利用者が減少傾向にあります。	こども福祉室
新入学児の親への講演会等の開催	・各校の入学説明会において、基本的な生活習慣の確立や、思春期の兆候や対応などについて、管理職や教務による講義を行っています。 ⇒時代や保護者の要望に即した内容についても取り入れていきます。	学校教育室

2. 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

子育て家庭に対する経済的支援の充実、また、「ひとり親家庭」「障害児」「被虐待児」等への支援体制の充実を図るとともに、関係機関のネットワークの強化を図ります。

2-1 子どもの貧困対策

(1) 経済的負担の軽減

児童手当の支給や医療費の助成、保育料の助成などに取り組んできましたが、今後も、国・県へ制度の充実を要望しながら、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
児童手当の支給	・国の制度に基づき、中学校修了前までの児童の養育者に対し、児童手当の支給を行います。	こども福祉室
3歳未満児第3子以降保育料無料化	・3人以上の児童を養育している世帯に対し、3歳未満児第3子以降の児童に係る保育所等の保育料を無料にすることにより、就業と子育ての両立を支援します。	こども福祉室
幼稚園就園奨励費の支給	・低所得通園者に対し、奨励費の支給を行っています。 ・利用者は年々減少傾向にあります。 ・令和元年10月より、新たな無償化制度へ移行しました。	学校教育室
子ども医療費助成	・中学校3年生までの保険診療による医療費の自己負担分を公費で助成しています。	保険室
未熟児養育医療給付	・身体の発育が未熟で生まれ、入院を必要とするお子さんに対して、その治療に必要な医療費の一部を町が負担する制度です。	健康づくり室
就学援助費の支給	・生活困窮世帯の教育費の軽減を図るため、就学援助費の支給を行います。 ・援助を必要とする家庭が増加しています。 (平成25年度26名→令和元年度：見込み70名)	学校教育室
吉岡町高校生等公共交通通学支援事業	・公共交通の利用促進と高校生等の保護者の経済的負担軽減を図るため、バスや鉄道の定期券購入費（同一名義）が1か月あたり5,000円以上の場合は1,000円、10,000円以上の場合は2,000円を補助します。	政策室

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等の子育ての支援と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などを充実します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
児童扶養手当の支給	・国の制度に基づき、父母の離婚や死亡などの理由により、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭の父又は母、もしくは親に代わって養育している方を対象に手当を支給します。	こども福祉室
ひとり親家庭等医療費支給事業	・18歳到達度最初の年度末までの児童とその扶養者の保険診療による医療費の自己負担分を公費で助成しています。(所得税非課税者のみ)	保険室
自立支援・就業相談事業	・県母子家庭等就業・自立センターやハローワークと連携し、就業に必要な技術を身につけるための相談会の開催や、雇用情報の提供を行っています。	こども福祉室 学校教育室

2-2 障害児施策の充実

障害児保育・教育の充実を図るとともに、障害児福祉サービスによる支援を行います。

(1) 障害児保育・教育の充実

障害児に対する早期療育体制の充実に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
障害児保育の推進	・通園と集団生活が可能な障害児を、全園で受け入れています。	健康づくり室 こども福祉室
特別支援教育の充実	・障害のある児童一人ひとりの個性に応じた支援を受けられるよう、教育内容や教育環境の改善・整備に努めます。 ・障害のある児童の保護者などからの多様な相談に応じられるよう、教育委員会において、研修や参観の機会を確保しています。 ⇒個に応じた教育を受ける場や機会、条件などの情報の収集に努めます。	学校教育室
学習障害等への教育的支援	・肢体不自由児に対応する拠点校の設備充実や、専門的な指導のための人事異動や研修などを行っています。 ⇒保護者や地域から最大多数の理解が得られるように、課題を洗い出し、さらに充実した支援態勢を構築します。	学校教育室
療育相談・指導	・発達の遅れや障害がみられる子どもたちが、その能力を十分発揮できるよう、親子で遊び、関わり方を学ぶ「マザー＆チャイルド」を、群馬県と共同で開催しています。 ・榛東村・吉岡町の対象者に対し、月に1回開催しています。 ・平成30年度は68名が参加しました。	健康づくり室

(2) 障害児を養育する家庭に対する支援

障害福祉サービスの提供など、保健・医療・福祉・教育等の連携により、障害児を養育する家庭を支援します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
なんでも相談室	・ 渋川広域障害福祉なんでも相談室と連携し、情報の提供や利用の調整等、相談支援体制を整えます。	健康づくり室
各種障害者手帳の発行	・ 各種の福祉制度を利用するために必要な身体障害者手帳、療育手帳（知的障害）を発行しています。	健康づくり室
障害児福祉サービスの提供	・ 渋川広域障害福祉なんでも相談室と連携し、情報の提供や利用の調整等、相談支援体制の充実を図っています。 ・ 令和元年度4月1日現在、児童発達支援利用者11名、放課後等デイサービスの利用者38人、保育園等訪問事業の利用者2名、ショートステイ利用者7名が利用しています。	健康づくり室
子育て支援ファイルの発行	・ 発達障害を含む障害のある子、又は障害の有無に関わらず、一貫した支援方策について、家庭と地域の関係機関と連携して、安心して子育てができるよう支援ファイルを配布します。	健康づくり室
特別児童扶養手当	・ 国の制度に基づき、精神や身体に障害のある満20歳未満の児童を監護する父又は母、もしくは親に代わって児童を養育している方に手当を支給します。	こども福祉室
障害児福祉手当	・ 日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の方を対象として、国の制度に基づき手当が支給されます。	健康づくり室
難病患者見舞金	・ 特定疾患、小児慢性疾患、先天性血液凝固因子障害等の患者又はその保護者を対象に見舞金が支払われます。	健康づくり室
自立支援医療（育成医療）	・ 18歳未満の身体障害児に対し、その児が生活能力を得るために必要な医療費用の一部を公費負担する制度です。	健康づくり室
特別支援教育就学奨励費	・ 町内の特別支援学級に通う児童生徒に対し、世帯所得に応じて就学奨励費を支給する制度です。	学校教育室
特別支援学校就学援助費	・ 特別支援学校の小学部・中学部に在学する児童生徒に対して就学援助費を支給する制度です。	学校教育室
要医療重症心身障害児等訪問看護支援事業	・ 医療的ケア（経管栄養、吸引、吸入等）を必要とする、重症心身障害児（者）を介護する家庭に、長時間の訪問看護費用の助成をします。	健康づくり室

2-3 児童虐待への対応

児童虐待の未然防止と早期発見・介入に努めます。

(1) 虐待予防の強化

児童虐待の未然防止に向けて、保護者の子育て不安や負担感の軽減を図るため、相談支援体制の充実に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
育児ストレス解消の支援	・町内の保育所等で一時預かりを行っており、育児の負担軽減を図っています。	こども福祉室
児童虐待の発生予防	・健診後に保健師・栄養士・歯科衛生士でカンファレンスを行い、情報共有を行っています。 ・心理士による育児不安・相談を行っています。 ・母子保健推進員や民生委員・児童委員など地域の協力を得て、児童虐待の発生防止に努めています。	健康づくり室 こども福祉室
虐待通告対応	・通告後、24時間以内に子ども安全を確認するとともに、随時家庭訪問を行い対応しています。	こども福祉室

(2) 虐待の発見・防止・支援体制の整備

吉岡町要保護児童対策地域協議会の活動を強化し、子育て関連施設における虐待発見の徹底、健康診査の未受診者への訪問など発見体制の充実に努めるとともに、福祉・保健、教育をはじめ関係機関との連携を密にし、虐待を受けた児童の安全確保を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
虐待通告義務の広報	・学校職員への虐待に関する認識を周知するとともに、通告する管理職への意識を高め、早期対応に努めています。 ⇒校長会等で、適切な対応について促していきます。	学校教育室
	・11月の虐待予防週間には、公民館や関係施設にポスターを掲示し、虐待通告のパンフレットを回覧しています。	こども福祉室
	・健診等で子育て支援パンフレットの配布、随時育児相談に対応しています。	健康づくり室
児童虐待の早期発見体制の強化と虐待防止・安全確保	・吉岡町要保護児童対策協議会の開催、中央児童相談所や関係機関との連携により、虐待防止と子どもの安全確保に取り組んでいます。 ・吉岡町要保護児童対策協議会では、実務者会議を月1回、代表者会議を年1回開催しているほか、個別支援会議を随時行っています。	こども福祉室
里親制度の普及と広報	・ポスター掲示及びパンフレット配布、広報への掲載を年1回行っています。	こども福祉室

3 仕事と生活の調和の実現

男女が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ができ、子育てをしながら働き続けられる、家庭で男女が共同して子育てができる社会の実現に向けて、職場や家庭での取組を支援します。

3-1 仕事と子育ての両立と子育てへの男女共同参画の促進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や働き方改革に向けて、男女が共に働き方の見直しを行うとともに、男女共同参画意識の啓発を図り、男性の子育て参画を促進します。

（1）仕事と子育ての両立

子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の普及・定着、労働時間の短縮などを啓発します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
育児休業制度の普及・定着	・育児休業制度の周知と男性の育児休業制度の取得向上について、パンフレットを配布し、啓発を図っています。	産業振興室
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の普及・定着	・長時間労働の抑制と年次休暇の取得促進、育児休業制度の周知・啓発、男性の育児休業制度取得に関して、パンフレット及び広報を通じて啓発を図っています。	産業振興室

（2）男女共同参画意識の啓発

男女がそれぞれ自分らしく生きるとともに、お互いの人権を尊重し合うよう、様々な機会を通じて家庭・地域・企業に対して啓発します。また、子育てに男女で関わることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
学校での男女共同参画教育の推進	・家庭科での保育実習のほかに、小学校での「命を育む授業」や中学校での乳児と母親にふれあう事業など、男女参画の知識や意識を高めています。	学校教育室
男性の子育て活動への参加促進	・パパ・ママ学級において妊婦体験や沐浴の練習を行い、男性の育児参加意識の高揚を図っています。	健康づくり室
	・パンフレット配布やポスター掲示を通して、男性の子育てや子どもの教育への参加を促進します。	こども福祉室

4 母と子の健康づくり

一人ひとりのライフスタイルに応じた安全で快適な妊娠・出産の支援、子どもの健やかな成長・発達支援、安心できる医療体制の整備・充実など、母子保健の充実に努めます。

4-1 妊娠・出産期の支援

妊婦に対する家庭・地域・職場での理解の促進、妊娠・出産期の健康づくりの支援を行います。

(1) 家庭・地域・職場での理解の啓発

妊娠・出産期の女性と胎児の保護と健康管理について、家庭・地域・職場への啓発を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
家庭理解の促進	・パパ・ママ学級を年4回開催するなど、妊娠中の母体や胎児の健康管理について、父親や家族へ啓発をしています。	健康づくり室
働く女性の母性の保護	・働く女性の母性の保護と健康管理に関する知識の普及を図るため、母子手帳交付時に母子健康管理手帳・パンフレットを配布しています。	健康づくり室

(2) 健康な妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康づくりについて、母子健康手帳の交付、妊婦健康相談、妊産婦健康診査、パパ・ママ学級の実施など、安全で快適な妊娠・出産への支援に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
母子健康手帳の交付	・年間発行数 190～220 冊。 ・母子手帳発行時に、保健師や栄養士による相談を実施しています。 ⇒引き続き、ハイリスク妊婦の把握に努め、継続的支援を行えるようにします。	健康づくり室
妊婦健康相談(手帳交付時)	・母子手帳交付時に得た情報を活かし、育児不安等の支援を行っています。 ⇒妊婦から産後まで、継続的な支援をより効果的に行えるように努めます。	健康づくり室
妊産婦の健康診査の充実 ★	・妊婦健康診査の補助(14 回分)を実施しています。 ・平成 30 年度より、新生児聴覚検査事業を開始しました。	健康づくり室
不妊治療費の一部助成	・不妊治療費(特定不妊治療・一般不妊治療・男性不妊治療・不育症)の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康づくり室
未熟児養育医療	・身体の発育が未熟で生まれ、入院を必要とするお子さんに対して、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。満 1 歳未満で給付の対象基準に該当し、医師が入院治療を必要と認めた方が対象となります。	健康づくり室

4-2 健やかな成長・発達支援

すべての子どもが心身ともに健やかに育つよう、乳幼児の疾病の予防、健康づくり、保護者の交流、不慮の事故の防止を促進します。

(1) 疾病予防の推進

乳幼児健康診査、予防接種などを充実し、疾病の予防に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健診：3～4か月健診、10～11か月健診、1歳6か月健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、すべての健診で受診率は9割を超えています。 ・保健師や心理士による事後フォロー（電話や訪問、各種教室）を行っています。 	健康づくり室
予防接種等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒブ、小児肺炎球菌、BCG、二種混合、MRの接種率は、高い水準で横ばい。 ・平成24年11月から四種混合ワクチンの導入により、不活化ポリオの接種者数は減少しています。 ・平成26年10月から水痘、平成28年10月からB型肝炎が定期接種化されました。 ・平成31年4月からロタウイルスワクチン任意接種の一部助成を始めました。 <p>⇒継続して正しい知識の普及・啓発、個別接種の勧奨に努めます。</p>	健康づくり室
子ども医療費助成（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校3年生までの保険診療による医療費の自己負担分を公費で助成しています。 	保険室

(2) 健康相談・支援の充実

第1子や低出生体重児など、育児不安が高い親子を中心に、訪問指導、健康相談、親同士の交流などを充実するとともに、子どものときからの正しい生活習慣の確立と食育、運動習慣の確立と体力の向上を促進します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
乳児家庭全戸訪問事業	・平成30年度は238名の訪問を実施しています。	健康づくり室
訪問指導・保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ○助産師による訪問：産後1か月頃に訪問を行い、異常の早期発見や育児方法の指導などを行っています。 ・低体重児出生数が増加傾向にあります。 ○保健師・栄養士による相談：訪問、窓口相談、委託による電話相談を実施しています。 ・電話相談は増加傾向にあります。 ○母子保健推進員：乳児質問票の回収と健診会場での手伝いなどの活動をしています。 ・母子と保健センターとの橋渡し役としての母子保健推進員は、活動を通じて育児不安や虐待の早期発見に努めています。 	健康づくり室
育児相談・子育て教室・憩いの広場などの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・母乳相談：12回、子育て教室：3回、子育て相談会：24回開催しています。 ・マザー＆チャイルド：平成30年度には、12回開催し、延68名が参加しています。 ・親子で遊べる場として保健センターの開放を行っています。 ⇒保健センターの開放について、周知を図っていきます。 	健康づくり室
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学びの場の提供：親と子の料理教室、児童館や母親クラブを対象におやつ教室を実施。保育園出前講座を実施しています。 ○健診等による食育 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児健診：3～4か月健診・10～11か月健診8回、1歳6か月健診12回、2歳児歯科健診8回、3歳児健診12回、各健診会場において相談に対応し、その後の電話等での支援を実施しています。 ・離乳食講習会では、試食の提供とともに講話を行っています。 ⇒子育て教室の充実に努めます。 ○放課後児童クラブを利用していない小学校5・6年生を対象に、管理栄養士から食べ物について学びながら食事をする「こども食堂」を、夏休みに地域福祉交流拠点施設「よしおか ROBAROBA (ロバロバ)」で開催しています。 	健康づくり室

(3) 乳幼児の事故防止対策等の充実

子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群の予防に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
事故防止についての知識の普及	・ 1歳6か月健診にてパンフレット配布と周知に努めています。 ⇒ 1歳6か月児よりも3歳児の事故件数が多い状況など、年齢に合わせた事故防止について呼びかけを行い、事故減少に努めます。	健康づくり室
乳幼児突然死亡症候群(SIDS)の予防	・ 母子手帳配布時に副読本を配布し、啓発に努めています。	健康づくり室

5 子どもの「生きる力」の育成

生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実、次代の親の育成、子どもの権利・意見の尊重など、子どもの「生きる力」の育成を図ります。

5-1 生きる力を育む教育の推進

子どもたちがよく遊び、基礎的な生活習慣を身につけ、学ぶ意欲や確かな学力を身につけるとともに、考える力や自己表現できる力、人を思いやることのできる豊かな心や健康な体や体力など、生涯にわたる「生きる力」を育む教育や学習・体験の機会を充実します。

(1) 学校教育の充実

学ぶ意欲を高め、基礎的な学力の定着に努めるとともに、家庭・地域と連携した「こころと体の教育」、新たな時代に対応した考える力や表現力を養う教育の推進など、生きる力を育む教育の充実に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
学ぶ意欲の向上	○新指導要領の「主体的で、対話的な深い学び」が指導できるよう、はばたく群馬の指導プランⅡや要請訪問などを通して教職員の職能成長に努めています。 ⇒要請訪問や校内研修、専門機関での研修などのあらゆる機会を効率的に活用して、さらに充実した授業づくりに努めます。 ○小学校や中学校で、赤城宿泊体験や尾瀬学習、職場体験などを通して、豊かな人間性を育てています。 ⇒学校運営協議会において、小学校と中学校との連続性や系統性の調整を行います。	学校教育室
基礎学力の向上	・小学校における低学年での生活指導を中心とする指導員や、きめ細やかな指導支援員、英語指導支援員などで学力向上に努めています。 ⇒中学年における指導員の充実に努めます。	学校教育室
学習支援	・中学生への学習支援を群馬県から委託を受けた NPO 法人（ボランティア）が行っています。	こども福祉室

(2) 多様な学習・体験機会の充実

子どもが様々な活動を通して、楽しみながら実社会で役に立つ知識や経験、知識を実践に結びつける知恵など、生きる力を身につけていけるよう、多様な学習・体験機会の拡充に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
大樹町子ども交流事業	・友好都市で大自然あふれる北海道大樹町での自然体験、社会体験及び宿泊体験を通して、両町での青少年の交流の輪を広げ、地域社会でリーダーシップを発揮できる青少年を育成します。	生涯学習室
子ども会	・町内には35の子ども会があり、子どもの健全育成を目的として、上毛かるた大会、長縄跳び大会、サケの稚魚の放流を実施しています。 ・各地域では廃品回収やクリスマス会等も実施しています。	生涯学習室
スポーツ少年団	・学校体育施設を開放し、スポーツ少年団等の取り組みにより、地域において児童・生徒のスポーツレクリエーション活動を促進します。	生涯学習室
公民館講座の開催	・乳幼児が親子参加できる講座や、小学生対象の講座などを随時開催しています。 ・よしおか手作り講座、こどもときめき講座、おもしろ科学教室等を開催しています。	生涯学習室
パネルシアター	・貼り絵のお芝居・歌遊び・手あそびをします。0歳児から楽しめます。	図書館
読み聞かせ	・子どもから大人まで楽しめるおはなしの会を開催しています。	図書館

5-2 児童・生徒の健康づくり

家庭・学校・地域が連携し、児童・生徒の健康づくりに取り組みます。

(1) 児童・生徒の健康づくり

思春期は親離れし、大人に向けて自立の準備を行う不安定な転換期で、好奇心や反抗心、背伸びしたい意識などから、様々な体やこころの健康の問題を抱える時期であり、家庭・学校・地域が連携し、児童・生徒の健康づくりに取り組みます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
健康な体の育成と体力向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> 給食を中心とした食育や、体育的活動を通して健全な児童生徒の育成に努めています。 ⇒多様な考えの保護者に理解してもらえるよう、情報提供に努めます。 	学校教育室
健康的な生活習慣の確立の促進	<ul style="list-style-type: none"> 教科指導や学校保健委員会、スポーツ少年団等によって、健康的な生活を営むための基盤づくりを推進しています。 ⇒学校運営協議会などにより、学校と地域との調整を図っていきます。 	学校教育室 生涯学習室
未成年の喫煙・飲酒、薬物使用の予防	<ul style="list-style-type: none"> 保健の授業や専門化を招いての各種予防教室を実施し、早期段階からの啓発を強化しています。 	学校教育室
	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成大会を開催して、飲酒・薬物の危険性について研修を行っています。 	生涯学習室
子ども医療費助成（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 中学校3年生までの保険診療による医療費の自己負担分を公費で助成しています。 	保険室

5-3 子どもの権利・意見の尊重

子どもの権利を尊重する意識を広め、権利擁護の体制を整備するとともに、地域住民の一人として、子どもが主体的にまちづくりに参画できる仕組みづくりに努めます。

【施策の方向】

(1) 子どもの権利について啓発と擁護

「児童の権利に関する条約」をもとに、子どもの権利について多様な啓発活動を行います。

また、健康不安、いじめや不登校、ひきこもりなどの予防や解消のために、スクールカウンセラーや自立支援アドバイザー、ふれあい教室、児童相談所などとの連携の強化を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
子どもの権利尊重についての広報活動	・「児童の権利に関する条約」をはじめ、子どもの人権について、『広報よしおか』やホームページ、人権作文集「明るい吉岡町」の発行を通して、意識啓発を図っています。	学校教育室 生涯学習室
子どもの相談体制の充実	・学校の窓口を担任のみに絞らず、管理職や養護教諭など、間口を広げていることを、保護者や児童・生徒に周知をしています。	学校教育室
	・子育て相談会：保健センターにおいて心理士（又は保健師）による来所相談、電話相談月2回、年24回行っています。 ・平成27年度から、言語聴覚士、作業療法士による相談も実施しています。	健康づくり室
教育相談	・学習、進路、いじめ、不登校、家庭生活などについて、児童・生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整備します。 ・中学生の長期欠席生徒等に対する適応指導教室の受入れを行っています。 ・スクールカウンセラーとの連携を図っています。	学校教育室

6 子ども・子育てを支える地域づくり

子ども・子育てを支える地域づくりを進めるとともに、安心して子育てできる生活環境の整備やのびのび遊べる遊び場などの充実を図ります。

6-1 地域の子育て・子育て支援

地域全体で子どもを育てていく地域づくりを進めます。

(1) 地域交流・世代間交流の促進

保護者たちだけでなく、地域の多様な人が子どもと関わり、地域全体で子どもを育てていくコミュニティ活動を促進します。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
世代間交流の推進	<p>○小学校では総合的な学習の時間、中学校では吹奏楽部や合唱部などが、保育所等や老人福祉センターに出向いて交流を行っています。 ⇒中学生と地域の交流について方策を検討していきます。</p> <p>○小学校では各種授業や行事に、また中学校でも手話教室や認知症サポーター養成講座を受講するなど、交流、相互理解に取り組んでいます。 ⇒学校協議会等で効果的な連携を探っていきます。</p>	学校教育室
	<p>○地域福祉交流拠点施設「よしおか ROBAROBA（ロバロバ）」において、子どもから大人まで、また、認知症の人やその家族など、世代間の交流を促進していきます。</p>	高齢福祉室
地域交流の機会の充実	<p>・町内に35ある子ども会を対象に、スポーツレクリエーション大会や、上毛かるた大会などを行っています。 ⇒大会などを通じて、各子ども会の交流を深め、子ども会活動の発展を目指します。</p>	生涯学習室

(2) 地域ぐるみ健全育成活動

地域全体での青少年健全育成活動の活発化を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
県青少年保護育成条例の周知・普及	・青少年の健全育成を目的に制定された条例の周知・普及に努め、青少年育成推進委員の活動を支援しています。	生涯学習室
青少年健全育成推進員の活動	・夜間定期パトロールを年間 30 回以上行い、コンビニエンスストアなどの社会環境調査の実施、個別訪問、有害環境浄化活動などに努めています。	生涯学習室
団体指導者の育成	・各子ども会において自発的にジュニアリーダーの養成を行っています。	生涯学習室
有害情報の自主的措置の促進	・青少年育成推進員のパトロールによる有害図書自販機などの監視、地権者・管理者への非契約継続の依頼や、インターネットについて研修会を開催しています。	生涯学習室

6-2 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもが犯罪の被害者になることがないよう防犯対策を充実するとともに、交通安全対策の充実、防災への対応など、安全なまちづくりに努めます。

(1) 犯罪被害の予防・防止

子どもへの防犯教育、地域での防犯活動、「子ども安全協力の家」など、犯罪被害から子どもを守る総合的な取組を進めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
各種地域活動の推進	・各自治会において、リサイクル活動、花いっぱい活動、祭りやイベント、軽スポーツ、パトロールなどの取組を通して、地域の人々が子どもに対し温かく接するとともに、犯罪被害などから守れる地域づくりを進めています。	生涯学習室
防犯ボランティア活動の支援	・青少年育成推進員のパトロールによる有害図書自販機などの監視、地権者・管理者への非契約継続の依頼や、インターネットについて研修会を開催しています。	生涯学習室
防犯教育の充実	・学校において、避難訓練や安全教育、家庭への不審者情報のタイムリーな周知などを徹底しています。	学校教育室
犯罪等に関する情報提供	・県民防犯の日に、犯罪防止のためのパンフレットの配布、該当啓発等を実施しています。 ⇒新たな担い手の確保に努めます。	生活環境室
子ども安全協力の家	・子どもが、登下校時などに身の危険を感じたときや、交通事故や体調不良などにより助けを求めたときなどの避難場所を提供しています。 ⇒各校のPTA本部・専門部に働きかけ、さらなる充実を図ります。	生涯学習室

(2) 交通安全対策の充実

交通安全教育の徹底に努めるとともに、交通安全施設等の整備・充実に努めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
交通安全教室の推進	・安全教室やP T A主催の通学路点検など、交通安全会の協力も得て交通安全の徹底に努めています。	生活環境室
	・小中学校、保育所等には春冬2回の交通安全教室を実施しています。	学校教育室
チャイルドシート購入補助と啓発	・チャイルドシート購入補助による装着の徹底を図るとともに、関係団体により正しい着用方法などについて啓発活動を行っています。 ・年々申請数は増加していますが、統計上はシートベルトほどの着用率には至っていないのが現状です。	生活環境室

(3) 防災教育の推進

防災教育の推進などにより、子どもの生活安全の確保を図ります。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
防火・防災意識の啓発	・町の防災無線と連携した避難訓練を実施しています。 ・学校から保護者に対して避難場所などの確認の必要性を周知しています。	学校教育室

6-3 子どもの居場所・遊び場などの充実

子どもたちがのびのびと遊び、活動するとともに、年齢の異なる子ども同士が交流できる場づくりを推進します。

(1) 子どもの居場所・遊び場の充実

児童館の整備・充実を図るとともに、放課後の学校施設の地域開放、中高生が地域で交流・活動できるよう居場所づくりを進めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
児童館の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。 ⇒毎月行事等を実施することで、児童館の運営の充実を図ります。 	こども福祉室
児童の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○平日の放課後、学校の空き教室を利用して、児童の居場所づくりを校長会で検討しています。 ⇒学校運営協議会においても検討していきます。 ○年間を通じて、町内スポーツ団体の小学校校庭の日中利用、中学校体育館の夜間利用を受け付けており、学校体育施設を開放することで、子どものスポーツ、レクリエーション活動を推進しています。 	学校教育室
中高生の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、町図書館内の学習机、学習室の利用が定員数を超えた際に、公民館の視聴覚室、又は研修室を開放し、学習室として利用しています。 ⇒町内の子どもたちの学習場所の確保のため、公民館を開放し、自主学習の場を提供します。 	生涯学習室
生涯学習施設等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館や公民館などを活用し、子どもの体験活動などの充実を図っています。 ・こどもときめき講座・おもしろ科学教室を開催しています。 	生涯学習室

(2) 公園、広場、緑地等の整備

家族で楽しく遊べる公園の整備・充実を図るとともに、子ども同士で遊べる身近な公園や広場、緑地の整備、生活にうるおいを与える緑地などの保全と整備を進めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
ちびっこ広場・児童遊園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ちびっこ広場・児童遊園内の遊具等を定期的に点検し、修繕を行っています。 	こども福祉室
コミュニティ広場の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会管理のコミュニティ広場整備を促進します。 	町民サービス室

(3) 親子にやさしいまちづくり

乳幼児を連れた親子等が、安心して外出できるように、バリアフリーのまちづくりを進めます。

施策・事業	取組内容・方向性	所管室
赤ちゃんの駅	・ 民間施設、公共施設等のおむつ替え・授乳が可能な設備がある場所を『赤ちゃんの駅』とし、子育て中の家族が安心して外出できるように支援します。	こども福祉室
思いやり駐車場	・ 公共施設や商業施設などに設置されている車いす利用者用駐車施設の適正利用を推進するための群馬県の制度で、高齢者や障害のある方のほか、妊娠7か月から産後6か月の妊産婦の方に「思いやり駐車場利用証」を発行しています。	健康づくり室
ぐーちょきバスポート	・ 県内在住（又は通学・通園中）の子育て世帯に配布しています。協賛店舗で提示すると、割引やプレゼントなど、各種特典サービスが受けられます。	こども福祉室

第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

1 子ども・子育て支援制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、教育・保育の無償化により、施設等利用給付が新設され、施設等利用費が給付されます。

■制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	
施設型給付	
幼稚園	
保育所（園）	
認定こども園	幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園
地域型保育給付	
小規模保育	
家庭的保育	
居宅訪問型保育	
事業所内保育	
子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設、預かり保育等の利用、未移行の幼稚園）	
子どものための現金給付（児童手当）	

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業
③妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業等
⑥多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ※
⑦一時預かり事業
⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）
⑨病児・病後児保育事業
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※
⑫時間外保育事業（延長保育事業）
⑬放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

※量の見込み及び確保方策等は設定しない。

2 教育・保育提供区域の設定

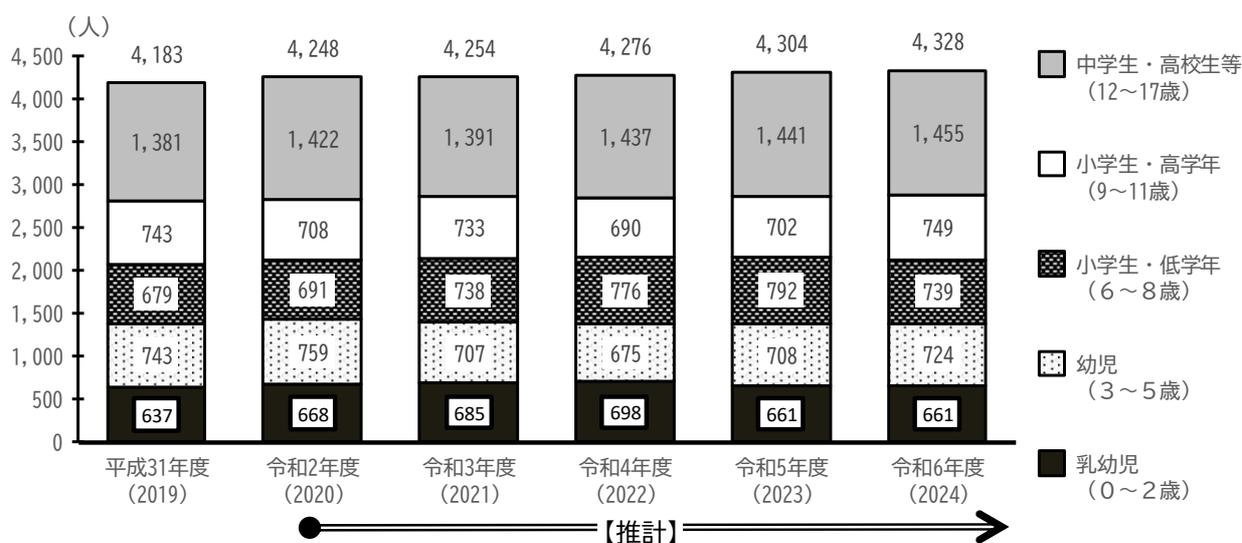
教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとはいえないことから、吉岡町全域とすることにします。

3 児童人口の見込み

- ・本町では、転入による人口増加が進み、児童人口も増加しています。
- ・出生数（0歳児）は、210人前後で推移しており、4～5年周期に250人強になる年がみられます。
- ・当面の同様な状況が続くと想定し、計画の対象となる児童人口（18歳未満）の推計を行いました。

■児童人口の推計



■給付・事業の対象となる児童人口の推計

	実績※	推計				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	203	250	215	215	215	215
1歳	204	208	256	220	220	220
2歳	230	210	214	263	226	226
3歳	251	236	215	219	269	231
4歳	266	251	236	215	219	269
5歳	226	272	256	241	220	224
6歳	224	231	278	262	247	225
7歳	233	226	233	280	264	249
8歳	222	234	227	234	281	265
9歳	269	222	234	227	234	281
10歳	212	273	225	237	230	237
11歳	262	213	274	226	238	231
計	2,802	2,826	2,863	2,839	2,863	2,873

※実績は平成31年4月1日現在

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

4-1 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を行います。

区分	対象者	利用サービス・施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園を利用【2号要件を有する】	
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育所 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育所 認定こども園 地域型保育

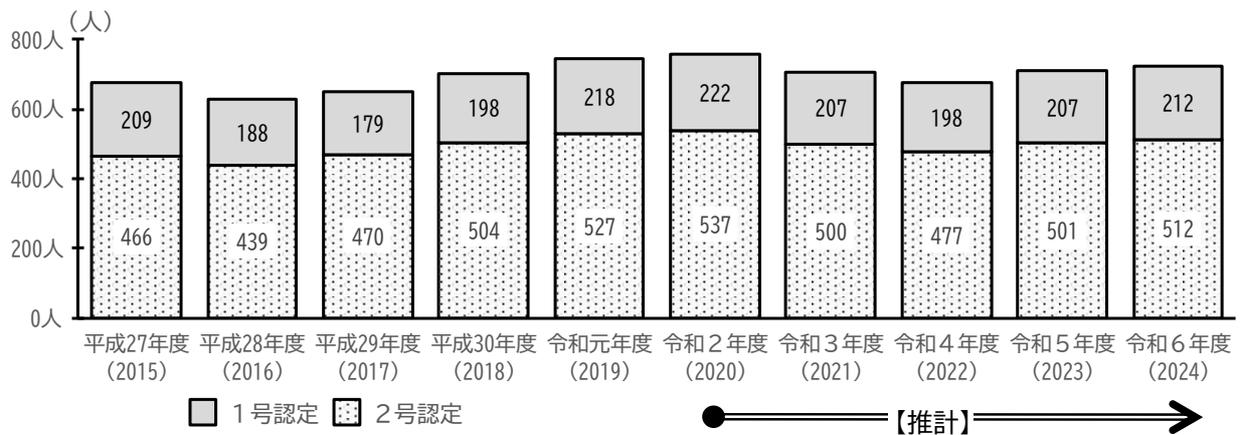
4-2 計画期間の量の見込みと確保方策

国の基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を以下のとおりとします。

(1) 認定区分別の量の見込み

① 1号認定・2号認定の見込み

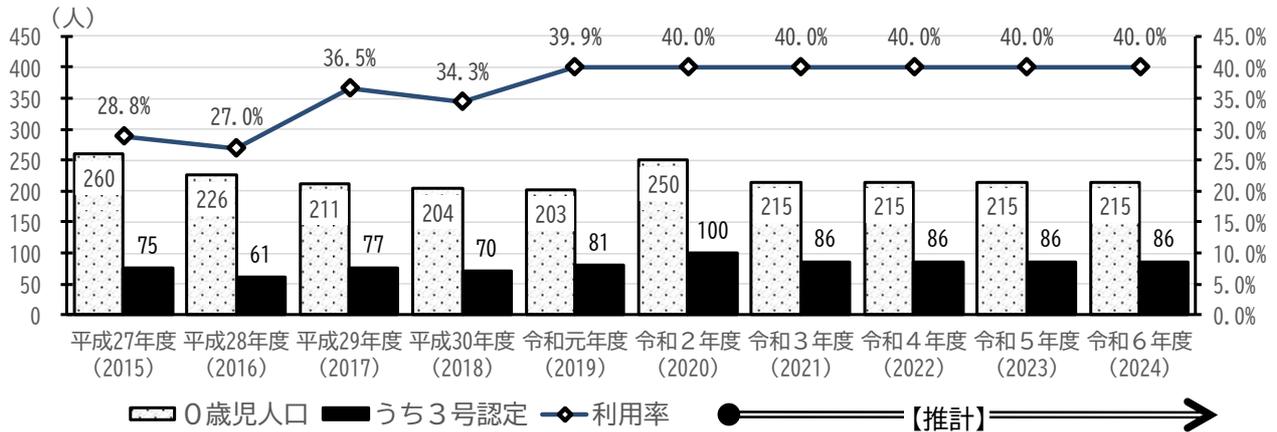
- ・ 3～5歳児のすべての児童が1号認定又は2号認定を受けると想定しました。
- ・ 令和元年度の1号認定と2号認定の割合をもとに見込みました。



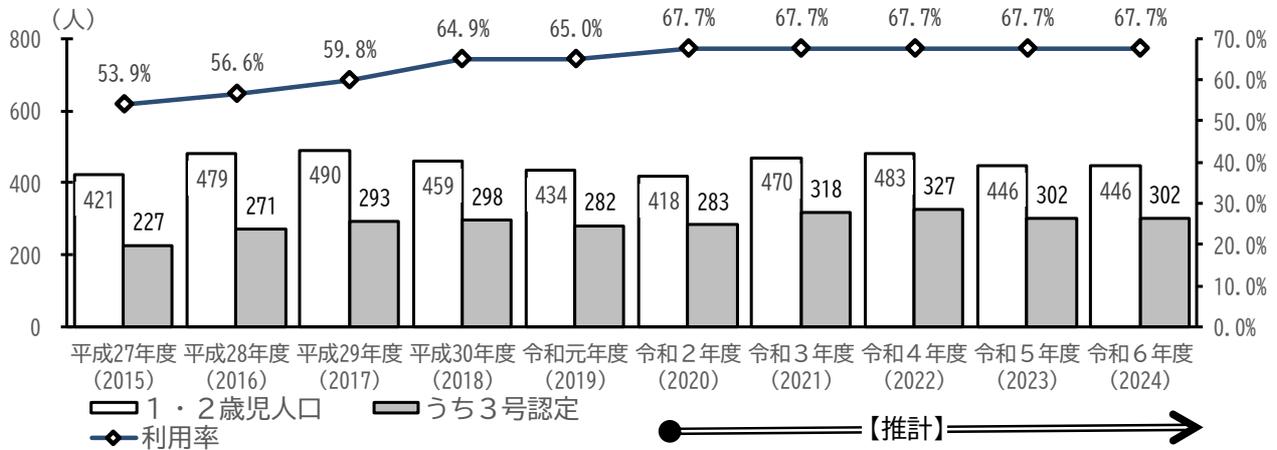
②3号認定

- ・実績をもとに、0歳児の40%程度、1・2歳児の68%程度が認定を受けると想定しました。
- ・3号認定のうち0歳児は90人弱～100人、1・2歳児は、280人から330人程度を見込み、3号認定全体では400人前後を見込みます。

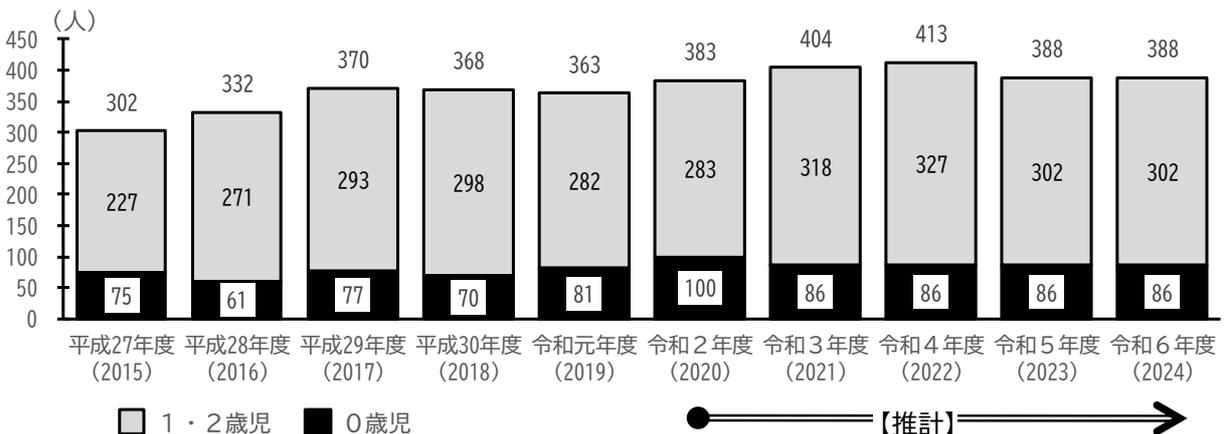
■3号認定数の推計（0歳児）



■3号認定数の推計（1・2歳児）



■3号認定数の推計



(2) 提供体制の確保方策

町は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

① 1号認定（3歳以上）

- ・利用見込み（200～220人程度）に対し、町内外施設での対応を想定しています。

② 2号認定（3歳以上）

- ・町外施設を利用している現状もみられることから、令和2年度に5人、令和4年度に22人の増員を図ります。

■ 3歳以上

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（A）						
1号認定		222	207	198	207	212
2号認定		537	500	477	501	512
確保方策						
特定教育・保育施設（B）						
1号認定		222	207	198	207	212
	うち町内施設（定員）	105	105	105	105	105
2号認定		537	500	516	516	516
	うち町内施設（定員）	494	494	516	516	516
過不足（A - B）※						
1号認定		—	—	—	—	—
2号認定		—	—	—	—	—

※過不足は不足がある場合のみ表示。

③3号認定（0～2歳児）

- ・町外施設を利用している現状もみられることから、令和3年度に10人程度、令和4年度に20人程度の増員を図ります。

■0～2歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定・見込量（A）					
0歳児	95	86	86	86	86
1～2歳児	283	318	327	302	302
特定教育・保育施設（B）					
0歳児	95	86	89	89	89
うち町内施設（定員）	81	86	89	89	89
1・2歳児	283	320	330	310	310
うち町内施設（定員）	245	250	265	265	265
過不足（A - B）※					
0歳児	—	—	—	—	—
1・2歳児	—	—	—	—	—

※過不足は不足がある場合のみ表示。

5 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 利用者支援事業

- ・子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。
- ・妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、総合的に相談支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を開設します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保策（実施か所数）	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

- ・公共施設や公民館、保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
- ・本町では、地域子育て支援センター事業として実施しています。
- ・0～2歳児の保育所等の利用率が高くなり、在宅児童が減少傾向にあることから、子育て支援センターの利用者数が減少傾向にあります。
- ・利用率を高めるためのPRの強化や、事業内容の充実を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （月当たり延べ利用回数）	234	236	240	228	228
確保策（実施か所数）	1	1	1	1	1

(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

- ・妊娠してから出産まで、定期的に医療機関等に通院し、健診を受ける費用を助成する事業です。
- ・対象妊婦数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）に健診回数を乗じて見込みました。
- ・妊婦全員の実施体制が整っており、100%の実施を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （年間延べ利用回数）	3,290	3,010	3,010	3,010	3,010

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

- ・子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。
- ・対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）に対し、全戸の訪問（100%）を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人数）	250	215	215	215	215

(5) 養育支援訪問事業

- ・養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。
- ・本町では、当面、本事業としては実施しませんが、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健施策を通じて必要な支援を行っていきます。
- ・一方、支援が必要な家庭が増加傾向にあることから、家庭・児童への適切な支援が行われるよう、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に情報を共有し連携していきます。

(6) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本章内で設定した「量の見込み」及び「確保方策」では、3歳未満児及び3歳以上児とも現行の施設内で充足する見込みであることから、現在のところ新規施設等を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。

(7) 一時預かり事業

- ・一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かる事業です。
- ・利用実績をもとに、在宅児童数（0～2歳児のうち保育所等のサービスを利用していない児）に対する利用率をもとに推計をすると、延600人日台の利用が見込まれます。

■一時預かり（幼稚園型）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日)	1号による利用	691	644	616	644	660
	2号による利用	—	—	—	—	—
確保方策（幼稚園型Ⅰ）		700	700	700	700	700

■一時預かり（幼稚園型以外）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延べ利用人数)		680	675	675	675	675
確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	350	350	350	350	350
	子育て援助活動支援事業 ※	350	350	350	350	350
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	—	—	—	—

※子育て援助活動支援事業：ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ・子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。
- ・本町においては現在実施していない事業であり、見込量も多くないことから、当面は実施しないものとしませんが、ニーズを把握しながら、提供の必要性について検討していきます。なお、宿泊を伴う一時預かりについては、ファミリー・サポート・センター事業で提供していることから、適切な情報提供を行っていきます。

(9) 病児・病後児保育事業

- ・病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所等の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。
- ・本町では、町内の小児科医院で、回復期にある小学校3年生までの児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施しています。あわせて、ファミリー・サポート・センター事業においても、病児・病後児の預かりを支援しています。
- ・アンケート調査結果では、ニーズが高いサービスですが、一方で「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」との回答も多く、ニーズ量と実利用者数との乖離もみられます。
- ・病後児保育については、見込量に対する確保策は整っており、引き続き医療機関と連携を図っていきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延べ利用人数)		76	76	76	76	76
確保 方策	病児保育事業	576	576	576	576	576
	子育て援助活動支援事業※	5	5	5	5	5

※子育て援助活動支援事業：ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。
- ・本町では、渋川市、榛東村と合同で「しぶかわファミリー・サポート・センター」を運営しています。
- ・本事業は、一時預かりなど有効な事業であることから、特に、提供会員を増加させるために、PR等を強化します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学後・量の見込み（人日）	174	189	205	221	237
確保方策（人日）	180	195	210	225	240

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

特定教育・保育施設の保育料については、国が定める公定価格をもとに町が保護者の所得に応じて、利用者負担額を設定することとしていますが、実費徴収についても低所得者の負担軽減策の一つとして検討をしていきます。

(12) 時間外保育事業（延長保育事業）

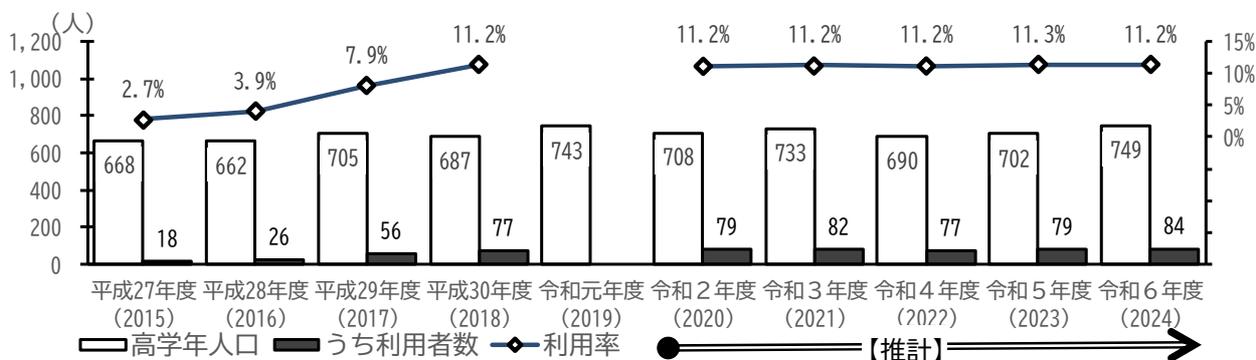
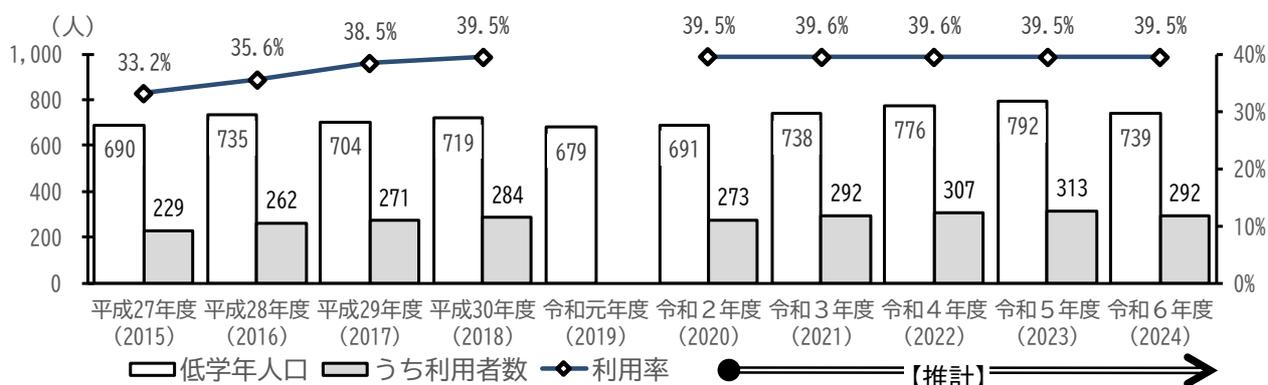
- ・保育所等の利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。本町の場合、18時30分～19時までの保育を実施しているため、18時以降の利用希望人数を見込んでいます。
- ・保護者の就労形態の多様化により、延長保育ニーズは増加すると見込まれます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人数）	90	91	92	93	94
確保方策	95	95	95	95	95

(13) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- ・主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。
- ・低学年の40%程度の利用希望を想定すると、300人強の利用が見込まれます。
- ・高学年の11%強の利用希望を想定すると、80人前後の利用が見込まれます。
- ・令和5年度には低学年の児童数が増えることから、放課後児童クラブの利用者も増加し、低学年、高学年を合わせると400人程度の利用希望者が見込まれるため、40人程度の増員を図ります。

■利用者数の推移・量の見込み



■利用の見込み・確保方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人数）	352	364	384	392	386
1年生	100	110	120	130	130
2年生	100	100	110	110	100
3年生	73	72	77	73	72
4年生	65	70	68	70	75
5年生	10	8	5	5	5
6年生	4	4	4	4	4
確保方策（登録児童数）	365	365	405	405	405

6 その他の推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

町は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、保護者に対して情報提供を行います。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する群馬県が行う施策との連携

町は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

町は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の実現に向けた役割

(1) 家庭の役割

子どもにとって家庭は、憩いと安らぎなどを得ることができる、かけがいのない場であるとともに、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断能力、職業意識や学ぶ意欲、生活文化などを身につける場です。その重要な役割を再認識し、その役割を果たしていくことが求められます。

また、男女が共働して家庭を築くとともに、子どもも家族の一員として家事や家業などで役割を果たすなど、互いに助け合う家庭機能の充実に努めることが求められます。

(2) 地域の役割

子どもは生活の中で多くの人や物にふれ、次々と新しいことを体験しながら育っていきます。特に、子どもが大人に向けて自立していくためには、家族の保護の下から離れ、友達と社会の中で新たなことに挑戦していく体験が重要です。地域は、子どもにとって家庭に次ぐ身近な生活の場であり、保護者にとっては身近で重要な子育ての場です。

保護者がお互いに子育てを助け合えるような機会を充実するとともに、地域社会で子育てを行っていくという意識の醸成、地域活動への子どもの参加の促進、子どもや保護者活動への地域住民の積極的な支援など、地域社会の子育て機能の回復を図ることが必要です。

(3) 事業所の役割

育児休業制度の定着、就労時間の短縮、妊産婦の健康管理の充実など子育て家庭等に配慮した就労環境を整備するなど、次世代育成を応援し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる職場づくりが求められます。

また、地域の一員として、子どもの健全育成や子育て支援、職業体験教育の取組に対して、積極的に協力していくことも求められます。

(4) 行政等の役割

本計画の内容を広く町民に啓発するとともに、庁内の関連各室をはじめ、国・県、地域、事業所、家庭などと連携・協力しながら各種施策を計画的に推進していきます。

また、第1期計画の主体的な取組の経験をもとに、国・県に対して、保育サービス等の補助や制度の一層の充実等を要望していきます。

2 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。